

社会福祉法人における地域貢献に向けた  
「1法人(施設)1実践」活動事例集

# 地域社会とともに歩む 社会福祉法人をめざして

～時代の要請に応える実践のために～

平成22年11月  
全国社会福祉施設経営者協議会

## ■ は じ め に ■

本会では、社会福祉法人の使命である「地域社会における福祉の増進」の一環として、公共的・公益的な取り組みについて会員法人における理解と実践を促進し、あわせて、高い公共性を有する民間の非営利法人としての存在意義を広く発信するため「1法人（施設）1実践」活動を提唱し、推進してまいりました。

現在、全国の会員法人において、所在する地域の状況や法人が実施している事業内容に即してさまざまな取り組みが行われています。これまでの社会福祉制度では十分な対応が困難なニーズや、生活課題に先駆的・開拓的に手を差し伸べる、あるいは、地域社会のつながりが希薄化する中であってその再構築や街づくり、地域の活性化に向けて中心的な機能を果たす等、社会福祉法人の特徴に根ざした多様な実践が広がっています。平成16年3月以降、『社会福祉法人における地域貢献に向けた「1法人（施設）1実践」活動事例集～地域社会とともに歩む社会福祉法人をめざして～』を5集にわたり作成いたしました。あわせて、全国社会福祉施設経営者大会等の場において、会員法人による取り組み事例の発表を続けております。そこに寄せられた3,000余ののぼる取り組みはその一部であり、引き続き会員法人のさまざまな取り組みを収集、発信することで一層の実施促進に努めていく必要があります。

昨今、社会福祉法人を取り巻く状況は、本会が「1法人（施設）1実践」活動を始めた当時に比べてはるかに厳しくなっています。政府の各種政策会議では、社会福祉事業への多様な主体の参入の一層の促進や、社会福祉法人に対する税制面での優遇措置の見直しを求める指摘がなされています。本会としては本年度、社会福祉法人の果たしてきた役割と今後の取り組みの明確化を図り、社会福祉事業の特性、社会福祉法人の必要性に対する理解促進を目的に、「社会福祉法人発展・強化プロジェクト」を進めています。その中では、社会福祉法人の「公益的な取り組み」についても一層の推進に取り組んでいくこととしています。今般、「地域社会とともに歩む社会福祉法人をめざして」の第6集を発行するにあたり、これまでに寄せられた事例の中から、社会福祉法人に求められる先駆性や開拓性、安定性や継続性といった点に着目して以下の3つの事例を取りあげ、その分析を試みるべく取材を行い、本書をとりまとめました。

### （1）重症心身障害児（者）が生涯を安心して暮らすために

#### 〔旭川荘／岡山県〕

重症心身障害児施設の家族会が主体となって、NPO法人ゆずり葉の会を設立し、入所者の生活支援を軸としつつ親族後見と併せた法人後見の取り組みを進めている。ゆずり葉の会設立に向けては、施設と家族会は重症児（者）を支える「車の両輪」との基本方針のもとで、法人・施設の役職員が積極的な支援を行った。権利擁護という今日的に重要なテーマへの具体的な成果が見られ、かつ、施設が家族会の取り組みを側面から支援するというかわり方の面からも示唆に富む実践である。

## (2) 地域の障害者福祉ニーズに多面的に対処

### 〔渋川広域障害保健福祉事業者協議会／群馬県〕

群馬県渋川圏域に所在する38か所の障害者福祉施設・事業所が、それぞれノウハウを持ち寄って地域の福祉向上に貢献していくことを目的として協議会を設立した。活動を進めるなかで、現在は、協議会をNPO法人化して「相談支援事業」を実施するに至っている。地域の施設・事業所がそれぞれ強みとして有するノウハウを活かし協働することで、それまでは十分に対応できていなかった要援助者を顕在化させ、サービス提供につなぐことができるようになった。地域の社会資源の連携、協働の成果が具体になっている点で示唆に富んでいる。

## (3) シャッター通り商店街に活気を取り戻す

### 〔泰清会／広島県〕

法人が経営する施設（ケアハウス）の所在する広島県三原市の駅前シャッター通り商店街を活性化させるため、空き店舗を活用した子育て支援事業の実施、各種地域イベントの開催等、さまざまな取り組みを展開している。市街地中心部の賑わいを取り戻すべく多世代の住民が集い、交流できる街づくりに取り組んでいる。同様の地域状況や課題が顕在するなか、人のつながりを再構築し、ひいては地域機能を再生させる取り組みのひとつとして示唆を得ることができる。

取材では、これから取り組みをはじめようと考えている会員法人の参考に資するよう、地域におけるニーズ把握や取り組みを始めるまでの課題と対応、その後の問題点や現時点での評価や効果等を、丁寧に掘り起こすことに心がけました。それぞれの取り組みを各法人が始めるに至った“想い”にもあわせて触れていただくことで、会員法人の皆さまがそれぞれにふさわしい取り組みを検討いただければ幸いです。

最後になりましたが、本事例集の作成にあたりご協力いただきました皆様に心よりお礼申し上げます。

平成22年11月  
全国社会福祉施設経営者協議会  
調査研究委員会  
委員長 森田 公一

## < 目次 >

- 重症心身障害児(者)が生涯を安心して暮らすために P. 5  
～家族会を中心としたNPO法人設立による法人後見への取り組み～
- 地域の障害者福祉ニーズに多面的に対処 P.17  
～事業所間ネットワークによる地域貢献の取り組み～
- シャッター通り商店街に活気を取り戻す P.29  
～多世代が集い交流する街づくりへの取り組み～

# 重症心身障害児(者)が生涯を 安心して暮らすために

～家族会を中心としたNPO法人設立による法人後見への取り組み～

社会福祉法人 旭川荘 (岡山県)

特定非営利活動法人 ゆずり葉の会

## 【取り組みの概要】

社会福祉法人旭川荘が運営する重症心身障害児施設「旭川荘療育センター児童院」(以下、児童院)の家族会では、県内各所に所在する会員を対象に、役員らが出向いて開催する「地区別懇談会」(県内11地区)を定期的に行っている。

児童院利用者の平均年齢が43歳を超える状況のなか、親も高齢化が進み、懇談会では「親なきあとのことなど、家族会で何とかよい方法はないものか考えてほしい」という声が繰り返し聞かれるようになっていた。

加えて、平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、施設としても利用者の権利擁護の仕組みづくりが急ぎ求められることとなった。

こうしたなか、家族会と重症心身障害児施設(以下、重症児施設)は重症児(者)を支える「車の両輪」との基本方針と相互の信頼関係のもと、親が子を思う強い気持ちを「特定非営利活動法人ゆずり葉の会」として結実させ、親族後見と併せた法人後見の取り組みを進めている。

## 社会福祉法人旭川荘のあゆみ

社会福祉法人旭川荘(以下、旭川荘)は、岡山市街地から距離にしてわずか約5kmの龍ノ口山の麓、旭川の清流に抱かれたのびやかな祇園の地にある。法人本部とともに、旭川療育園(肢体不自由児施設)、旭川学園(知的障害児施設)、旭川乳児院といった法人創立期以来の福祉施設に加え、高齢者福祉施設や教育・研修、研究施設など、法人が運営する多くの関連施設が3地区(北地区、中央地区、南地区)にわたって所在している。このほか、岡山県内に2支部(備前支部、備中支部)と平成15年からは愛媛県にも支部を置き活動している。

旭川荘の創設者、川崎祐宣(すけのぶ)氏(1904～1996)は、鹿児島県生まれで、岡山医科大学出身の外科医である。昭和14年に岡山市で「外科川崎病院」を開業した。戦後、日々の診療のなかで、障害のある子どもが意外と多いことを知り、施設の必要性を強く認

識した。医師としてなんとかしなくては、という止むに止まれぬ気持ちから、昭和27年頃には医療と福祉が一体となった医療福祉の理念とともに、旭川荘の構想に至ったと記録されている。

旭川荘の事業活動は、昭和32年に開設された肢体不自由児施設「旭川療育園」(堀川龍一園長)、知的障害児施設「旭川学園」(江草安彦園長)、「旭川乳児院」(江草安彦院長事務取扱)の3施設から始まっている。

川崎医師が旭川荘設立の理念を語る言葉として掲げた「敬天愛人」は川崎医師と同じ鹿児島出身の西郷隆盛が好んで使った言葉であり、天を敬い人を愛する人間尊重の精神を意味している。この精神は創立から半世紀以上経った現在でも、職員たちに脈々と受け継がれている。

こうして始まった旭川荘の事業活動は、法人創立50周年を迎えた平成19年の時点で事業内容が9分野、施設数は約80という総合医療福祉施設となっている。

## 「旭川児童院」の 開設と発展・充実

昭和42年に創立10周年を迎えた旭川荘は、さらなる飛躍の第一歩として重度・重症児対策に取り組むこととなった。この取り組みは、その後の旭川荘が高齢者や成人障害者対策へと事業を拡充していくことへの基礎となるものであったが、同時にそれは旭川荘へ寄せられる地域からの強い要請と期待に法人として応えようとするものであった。

旭川荘創設当時の岡山県下には、500人と推定される重症児（者）がいた。ある者は寝たきり、ある者は格子戸の付いた部屋の片隅に隔離された状態で、対策のないまま放置されていたのが実情であった。昭和38年、重症児を育てる母親から「この子にもう少しよい生き方をさせてやりたい。入れる病院や施設はないのですか」との悲痛な願いが旭川荘に寄せられるようになっていた。このような母の願いは社会の願いであり、地域の願いでもあった。同じ頃、真庭郡（現真庭市）愛育委員会連合会会長の河本花さんは、地区内に住む重症児（者）の存在とその家庭の悲惨な暮らしぶりに衝撃を受けた。翌39年には、「重症心身障害児施設全入運動」を開始した。その運動は岡山県愛育委員会連合会の全面支援のもとで全県規模に広がりを見せ、「愛の一日一元募金」をスローガンに掲げた市民運動に発展した。10万人の人びとから寄せられた1,000万円の浄財をもとに、昭和40年に完成した旭川学園重度棟には、愛育委員会の支援に感謝の意をこめて「愛育寮」と名づけられた。

「愛育寮」誕生の原動力となった市民運動は、地元山陽新聞における重症児対策の必要性を説く社告や「心身障害児に愛の手を」をテーマとした8か月にわたるキャンペーンにつながっていった。山陽新聞社会事業団は、岡山県民に募金を呼びかけ、浄財2,500万円

が寄せられた。総工費1億500万円で建設が始まり、昭和42年4月、中国・四国地区初の重症心身障害児施設「旭川児童院」が開設した。児童院の開設から5か月後の8月に、児童福祉法が改正され、重症心身障害児の定義が確立するとともに、重症児施設は医療法に基づく病院であると同時に、児童福祉法に基づく福祉施設であることが明確になった。

平成7年には、肢体不自由児施設「旭川療育園」の一部を重症児病棟に転換し、利用定員60名の「睦学園」が開設した。開園5年目には定員を90名に増やし、その後、超重症児や準超重症児への対応にも努めて、平成14年には利用定員100名となっている。現在、両施設の利用定員はあわせて350名で、通園事業や短期入所にも取り組むほか、年間6万8,000人にのぼる（平成18年実績）外来診療を含め、地域医療・療育の専門機関としての機能強化を進めている。

## 児童院家族会に訪れた転機

児童院家族会は、昭和43年の発足以来、自身の子どものみならず同じような状況にある子どもたちやその家族の幸せを常に考えながら、「弱い立場に生きる人たちの命とくらしを守る」という姿勢で活動を続けている。昭和42年の開設とともに、児童院は重症児施設のさきがけとして「ひたすら生命を守る」という保護から、一人ひとりの子どもに即した発達支援、療育体系をいかに構築するかという課題に対して試行錯誤を重ねていた。親たちもまた子どもと離れて暮らすことで新たな悲しみや困難に直面するようになった。

当時、重症児（者）をもつ親たちは、知的障害者や肢体不自由児の親の会に所属していることが多かった。しかし、複数の障

害を有する子どもをもつ親にとって、その活動は必ずしも満足できるものではなく、また組織的なつながりもほとんどなかった。

このようななか、佐藤恵美子さんが岡山市内で開催された知的障害者の会に参加した際、たまたま行き合わせた江草安彦児童院長（当時）にそのような悩みを打ち明けたところ、江草院長から「全国組織として重症心身障害児（者）を守る会（以下、守る会）というのがある。岡山にはないが、東京に本部がある」と教えられた。早速、佐藤さんは上京し、「社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会」（全国の重症児（者）をもつ親たちを中心とした集まり）の北浦雅子現会長を訪ねた。昭和45年のことであった。守る会は昭和39年6月に設立され、「たとえどんなに障害が重くても真剣に生きているこの命を守ってほしい」と訴え、以来、会の三原則、親の憲章等を掲げて重症児（者）への理解を深めるための活動を今日まで続けている。

守る会の理念や、活動に感銘した佐藤さんを中心に、昭和46年3月には岡山県重症心身障害児（者）を守る会（以下、県守る会）が結成され、同5月には全国の守る会の準支部として位置づけられることになった。この時点において、本格的な家族会活動の基盤づくりが図られることになった。

※岡山県重症心身障害児（者）を守る会は、現在、児童院、睦学園、南岡山医療センター重心病棟および岡山市内7か所で実施されている重症児通園事業の利用者、在宅重症児の家族といった幅広い会員により構成されている。平成2年に準支部から県支部に組織変更し、平成22年2月に20周年を迎えた。

## 児童院の家族会活動へのかかわり

当時、江草安彦児童院長の助言がきっかけとなってその基礎固めがかなった県守る会で

あるが、発足以来、全国組織との連携を深める一方で、法人・施設役職員の支援があってこそその力強い活動が可能となっている。法人・施設の役職員は、親の会と施設は利用者を支える車の両輪である、という考え方を共有しており、家族会の積極的な活動が行われることによって利用者の生活の質が向上することを強く期待している。また、成熟した家族会であれば、自らの子どもだけではなく、在宅等で暮らす同じような障害のある子どもたちや家族に対しても目を向けることができ、その支援の輪を広げていくことができるとの考え方も、家族会活動を支持する基本にある。

施設と家族（保護者）会との関係は、全国の福祉施設においても施設種別や利用者の状況によってさまざまであろうが、福祉施設と家族会が同じ理念や目標をもって活動していくことは、非常に大切である。

現在、児童院には家族会のほか、県守る会とゆずり葉の会の事務局業務を担う専従の常勤職員1名が配置されている。各組織の会計業務や日常の庶務を一手に引き受け、家族会などの活動を支えている。また、施設として家族会等が使用する事務所、会議スペースを提供し、その活動を法人・施設一体となって支援している。

## 家族会による成年後見への取り組み機運の高まり

児童院家族会では、家庭の事情、あるいは高齢となったため施設まで面会に来られない家族を対象に、地区別懇談会を設けている。岡山市下を11の地区に分け、家族会の執行部役員が児童院院長や副院長、顧問とともに、家族の住む地域まで出向き開催するもので、昭和58年から実施している。

地区別懇談会では、午前中は家族会の役員だけで家族からの悩みや施設への要望、意見

などを聞いているが、親がいなくなった後の子どもを誰がケアするかという問題が、必ず議題として上がっていた。あわせて、平成12年の介護保険制度施行や社会福祉基礎構造改革といった一連の流れのなかで、福祉サービスの多くが従来の措置から契約に基づく利用制度へと移行していくこととなった。契約になれば、意志表示のできない子どもに代わって誰が施設と契約をするのか。親たちの戸惑いを受けて、家族会では平成16年1月に司法書士を招いて「成年後見制度」の勉強会を行った。その後も関係者を交えた勉強会を重ねたが、「何度勉強してもよくわからなかった」と佐藤さんは当時を振り返る。そうしているうちに、金融機関窓口での本人確認が厳格になり親とはいえ子どもの通帳から本人に必要なお金を引き出せない、あるいは施設から他の病院へ入院しなければならなくなった時の手続き、手術の場合の同意書はどうするのか、という具体的な課題や疑問が次々に提起されるようになってきた。また、平成18年には障害者自立支援法が施行され、家族会役員は「待ったなし」の切実な問題として直面することとなった。「もうこれは成年後見人を付けるより方法がない」ということになり、それなら今のうち親とか、きょうだい、おじ・おばなど、子どもに近い人が、一応、後見人になってやっていこう、ということになった。平成18年5月29日、成年後見の申立手続きについて相談するために、家族会の佐藤会長と杉田君子副会長の2人が岡山家庭裁判所を訪問した。

## 成年後見の申立を行う

6月には、児童院家族会の12組14名が家庭裁判所に行って、「法律には素人ばかりなので書類を揃えることができない」と言いつ

つ、裁判所で調査官に丁寧に教えてもらいながら12組の家族が成年後見の申立を行った。その際、佐藤さんは「これから次々と児童院の人たちが申立に来るようになるのでよろしくお願いします」と家庭裁判所の調査官に伝え、後に続く申立への対応を要請した。実際、児童院だけでも230名を越す利用者があり、その申立に円滑に対応するための体制が整備されていなかった家庭裁判所では、このことを契機としてさまざまな準備が進められたという。

この申立の際、通常の手続きでは調査官が直接本人に会って確認する必要があることから、「調査をしますから、ご本人を裁判所へ連れてきてください」と言われたそうである。当時は、家庭裁判所の調査官も重症児を見たことがなかったため、ほとんど理解がなく、そのように言われた佐藤さんは「ここへ子どもを連れて来ようと思ったら、お医者さんと看護師さんが付き添ってストレッチャーが裁判所の入り口からずらーっと並びますよ」と伝えた。すると、家庭裁判所から児童院に向いて調査してくれることになり、その後は、児童院での調査日やリストの作成、伝達も家庭裁判所が対応してくれることになった。このことは、後に続く申立の迅速かつ円滑な進行に大きく寄与したと佐藤さんらはとても感謝していると言う。

この後、最初に申立をした12組の家族を中心に家族会として勉強会を継続的に開催し、これから申請する人たちに書類の書き方を指導していった。家庭裁判所では、1度に多数の申立に対応することができないため、1回あたり10名程度の申立を定期的に続けていくことになった。その間並行して、佐藤さんを中心に家族会役員は、児童院利用者の家族、親族に対して、地区別懇談会等を通じて成年後見の必要性や制度の正しい理解の促進に尽力することになった。



平成18年6月に始まった児童院利用者の成年後見の申立は、平成19年末時点で成年後見が必要な利用者の約85%（190名）程度の手続き、審判が終了した。このような動きは、成年後見の必要な利用者約70名を有する睦学園でもほぼ時期を同じくして平成18年頃から始まり、児童院と同様の手続き、調査で申立が進んでいった。

## 家族会による NPO法人設立への動き

平成19年末には、後見を必要とする利用者への後見人（親族後見）の選任がほぼ終了し、その後の手続きにも一定の見込みが見えてきたが、一方でこれだけでは解決しきれない問題も残っていた。それは家族、親族等の高齢化である。平成19年に開催した地区別懇談会では、70歳を超える親たちから「今のうちはなんとか後見人の仕事もできるが、さらに年をとったらできなくなる。そこを家族会で考えてもらえないか」という声が相次いだ。実は、佐藤さんのなかにはその少し前から、高齢化が進む家族らの様子を目の当たりにするにつけ「家族会が何とかしないとイケなくなる」との思いが募っていた。

平成19年末、佐藤さん、杉田さんはこれまでお世話になったお礼と年末のあいさつを兼ねて訪ねた家庭裁判所で、調査官にこの問題を相談したところ「NPO法人」を設立してはどうか、というアドバイスを受けた。この時、「NPO法人」の意味さえ分からなかった佐藤さんたちの悪戦苦闘がまた始まることになる。

「頑張ってNPO法人をつくりなさい」という調査官に対して佐藤さんは「NPOって何ですか。どのような手続きがいるのですか」と矢継ぎ早に質問した。調査官は障害者に理解のある弁護士を紹介してくれることになった。佐藤さんたち家族会役員は後日、その弁

護士を訪ねていろいろと説明を受け、NPO法人が必要であることはようやく理解できた。しかし、NPO法人を運営していくうえでの必要な費用、弁護士に支払う経常的な報酬等、毎年バザーをやっても到底賄えるだけの費用を捻出することはできないと判断した。帰りの車の中では「だめ、だめ。やっぱりできない」という結論になった。早めに家庭裁判所の調査官にできないことを伝えたところ、「今、やる気になっているときにやらないと、3年先には絶対に必要になるから」と言われてしまった。そう言われて帰ったところ、先の弁護士からは「費用のことは心配しなくていい。数千円の入会金と年会費で賄える程度で考えたらどうか」というFAXが届いていた。これを見た佐藤さんらは、この金額ならできるかもしれないと思いなおし、早速、活動を開始することになった。

まずは、江草安彦名誉理事長にNPO法人を作りたいという気持ちを伝えたところ、「一生懸命応援するから、頑張ってやりなさい」との言葉に加え、「仁木副理事長とよく相談しながら進めるように」との助言をいただいた。仁木副理事長からは「睦学園とも一緒に取り組んではどうか」との提案とともに専門家の紹介や設立に向けての具体的なアドバイスをいただいた。

NPO法人の設立に向けて、法人役員や児童院、睦学園の職員は裏方としてサポートをするという方針をとった。NPOが担う役割に鑑みて利用者と施設の関係から、裏方に徹することにしたのである。家族会から事務室の必要を相談された法人・施設は、現在使用中の家族会事務室を兼用の事務室として提供した。さらに会議や勉強会で使う場所も用意した。

また、不慣れなことに取り組む家族会をサポートするため、もともと家族会を担当している専任職員に、NPO法人立ち上げに向けた事務手続き等にも対応するよう兼務させた。

NPO法人の活動拠点を旭川荘のなかに置き、家族会専任の職員がバックアップに努めたことは、後に法人役員や施設職員が「途中で挫折してしまうのではないかと危惧していた」と振り返るNPO法人設立の実現に大きく貢献している。

## NPO（特定非営利活動法人） 「ゆずり葉の会」設立

平成20年5月、NPO法人設立のための準備委員会が発足した。設立準備委員会の委員長には、佐藤さんが就任した。準備委員会は、10月に設立総会を開催するまでに4回行うことになるが、その他にも定款づくりや設立趣旨書の起草、法人組織の構成、県への認可申請書類の作成等、その検討、事務作業は多岐におよんだ。佐藤さんたちは60数回にわたり家庭裁判所や弁護士事務所に通い、指導と助言を受けながら、慣れない法律用語や事務作業を乗り越えていった。準備の過程でとくに弁護士から指導されたのは、不備のないNPO法人にするため、役員（理事）に専門家をしっかりと参画させなければならないということであった。この結果、ゆずり葉の会には弁護士のほか行政書士、社会福祉士、税理士といった専門家を理事として迎えることにした。こうしたなかでも「NPO法人の主導はあくまでも家族会がもつように」と、仁木副理事長から家族会へのアドバイスがあった。

こうした事務的な作業と並行して家族会会員への説明に多くの時間を費やした。家族会の会合があるたびに複数後見の必要性や、そのためにはNPO法人が有効であり、NPO法人の会員としてぜひとも参加して欲しいこと等を繰り返し説明した。しかし、これまで成年後見を申立てきた経験を有する家族でさえも、佐藤さんのもとには「子どもが亡くなった後の財産はNPO法人のものになるのか」

という質問や、「そんなうまい話があるわけがない。だまされているのではないか」という疑心が寄せられていた。

また、懸案であった費用については、弁護士や児童院等とも相談のうえ、入会金が2,000円、年会費が2,000円くらいであれば、それほど本人・家族の負担にはならないだろうという実現可能な金額に落ち着き、利用会員（利用者本人）と運営会員（家族、親族等）を募ることにした。

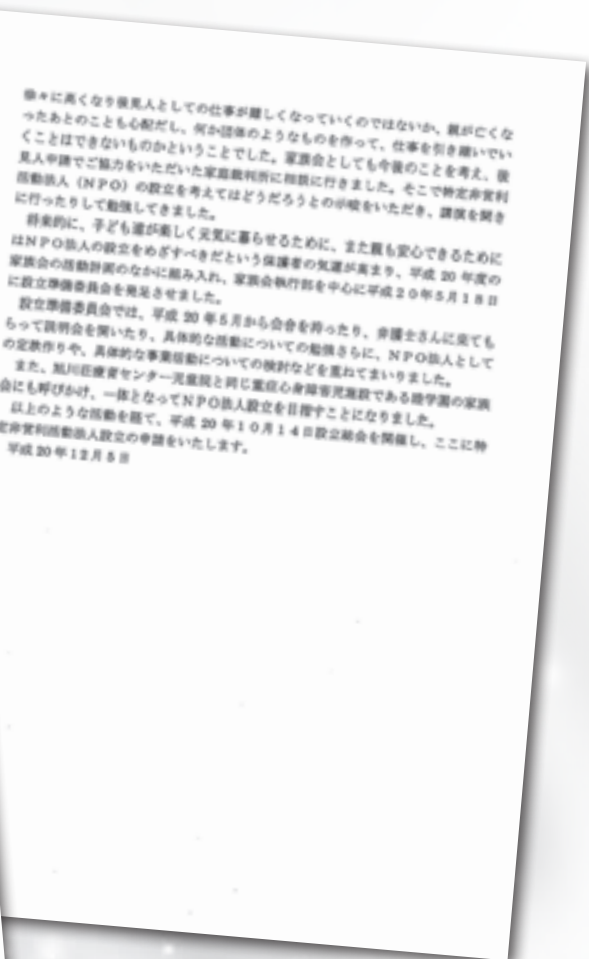
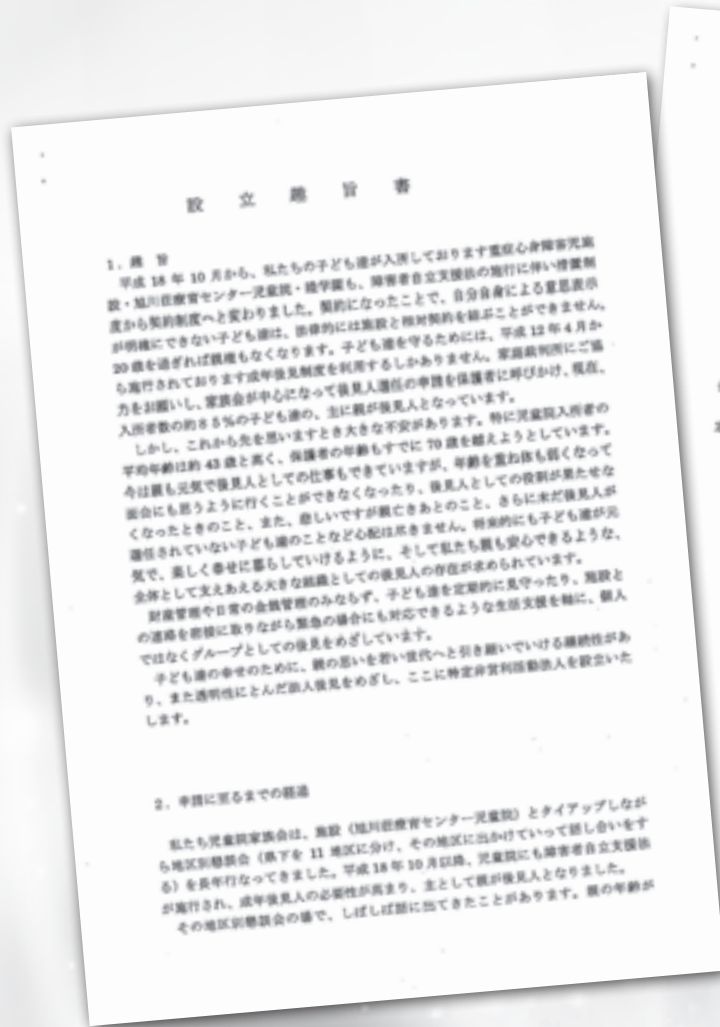
こうして、家族会役員を中心に構成された設立準備委員会委員による設立準備が急ピッチで進められ、平成20年10月14日に設立総会を開催し、満場一致で特定非営利活動法人「ゆずり葉の会」の設立が承認された。同時に佐藤さんが理事長に就任した。その後、県への認証申請を行い、平成21年3月24日に認可、同4月1日にゆずり葉の会の活動がスタートした。

NPO法人の設立が実現した背景には、家族会の「子どもたちの将来をなんとかしなければ」という切実な思いと子どもたちへの強い愛情があった。また、「敬天愛人」という人間尊重の精神を受け継いだ法人、施設役職員のきめ細やかな支援があるが、NPO法人設立を勧め、惜しみない援助を続けた家庭裁判所調査官の熱意が大きな推進力になったこともある。これは、佐藤さんをはじめとする家族会が、平成18年以來の成年後見への取り組みを通じて培った信頼関係があってこそ得られた強い支援であったと言えよう。



NPO法人ゆずり葉の会発足記念式(平成21年4月26日)であいさつする佐藤理事長

平成22年9月現在、利用会員は195名(児童院155名、睦学園40名)、運営会員は215名(児童院172名、睦学園43名)となっている。家族会役員は、NPO法人への加入促進に向けて親の一人ひとりに納得するまで丁寧に説明することに努めてきた。継続性のある複数後見が可能になったことによる安心はもとより、家族会を中心につくられたNPO法人「ゆずり葉の会」は運営会員同志で身上監護を行うという点で多くの家族から賛同を得ることができた。



NPO法人ゆずり葉の会「設立趣旨書」

## 平成21年度「ゆずり葉の会」 活動状況

平成21年度におけるゆずり葉の会の活動状況並びに費用の概要は、下表のとおりである。

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の 範囲および人	支出額(千円)
成年後見事業	NPO法人ゆずり葉の会として法務局に届ける	4月1日	法務局	1名		4.5
	法人複数後見申立ての準備	4月14日	事務所	4名	152名	
	NPO法人ゆずり葉の会面接・複数後見申立て(152件)	4月17日	家庭裁判所	5名	152名	
	家庭裁判所 複数後見の審判の謄本の受け取り(他9回)	4月23日	家庭裁判所	10名	152名	
	資産報告の準備(他5回)	6月10日	事務所	15名	152名	
	給付申請の相談(他3回) 書類取り寄せ(課税証明 10回)	6月12日	事務所	18名	100名	
	家庭裁判所へ資産報告	7月14日	家庭裁判所	1名	152名	
	後見申立て書類作成相談(4名)	7月28日	事務所	4名	4名	
	成年後見申立て書類提出(他3回)	7月30日	家庭裁判所	4名	4名	
	相続の件専門家へ依頼(7回)	8月26日	事務所等	7名	7名	
	法務局 書類取り寄せ 相続の件承認押印(8回)	10月23日	法務局 事務所	8名	4名	
	後見人の引継ぎ(5回)	12月8日	事務所等	6名	1名	
	家庭裁判所へ緊急時の対応についての相談に行く	12月10日	家庭裁判所	3名	利用会員	
	複数後見人申立て申請書の準備(3回)	12月21日	事務所	9名	24名	
	複数後見人申立て申請書を提出(24件)	12月25日	家庭裁判所	2名	24名	
家庭裁判所書記官と変更内容について連絡・調整(2回)	1月12日	事務所	1名	10名		
生活支援事業	衣類の購入(8回)	5月28日	岡山・倉敷市	14名	9名	0
	名札付け(3回)	6月1日	事務所	9名	6名	
	通院の付き添い	8月6日	岡山市内	1名	1名	
	病院で洗濯(9回)	10月26日	川崎病院	15名	1名	
	家の片付け	11月16日	岡山市内	7名	1名	
	衣類の補修(2名分)	12月19日	事務所	4名	2名	
	髭剃り購入	2月2日	事務所	1名	1名	
交流・連携・普及 啓発に関する事業	発足記念式典に出席依頼に回る	4月9日	岡山市内	3名		112,372
	山陽新聞社の取材(4回)	4月22日	旭川荘内	4名		
	NPO法人ゆずり葉の会発足記念式	4月26日	旭川荘内	127名		
	学習会「遺言の書き方」講師 竹内弁護士	5月18日	旭川荘内	1名	100名	
	理事会(8回)	5月23日	旭川荘内			
	各病棟ゆずり葉の会説明会(7回)	6月1日	旭川荘内	14名		
	他施設の家族会に成年後見及びNPO法人の説明(5回)	6月20日	旭川荘内	6名		
	旭川荘仁木副理事長に現況報告	7月1日	旭川荘内	2名		
	家事関係機関との連絡協議会に出席	9月29日	家庭裁判所	1名		
	手をつなぐ育成会中国ブロック大会でNPO法人の講演	10月3日	山口県	1名		
	学習会「税金について」講師 桑原税理士	11月28日	旭川荘内	1名	48名	
	旭川荘江草名誉理事長に現況報告	12月16日	旭川荘内	2名		
	旭川荘末光理事長に現況報告	12月18日	旭川荘内	2名		
	知的障害者家族研修会に成年後見及び NPO法人の説明会に行く	1月24日		1名		
旭川荘仁木副理事長に現況報告・相談	3月2日	旭川荘内	2名			

なお、前出のとおり、ゆずり葉の会は弁護士をはじめとする専門家を理事やアドバイザーとして迎えて事業を行っている。専門家の参加目的や役割、報酬等は「ゆずり葉の会における専門職とアドバイザーの役割と報酬

に関する規定」に定めている。専門職理事以外の理事や一般会員が会の活動を行うにあたっては、事案に係る実費のほか、平成22年度からは交通費として1事案300円を支払っているが、その他は無償としている。

## ゆずり葉の会における専門職とアドバイザーの役割と報酬に関する規定

### (専門職の参加目的)

第1条 家族が中心になって運営する特定非営利活動法人ゆずり葉の会の運営の合理化のため、専門職の参加を求める。専門職のうち、弁護士・社会福祉士・税理士・行政書士は、理事として参加し、司法書士はアドバイザーとして参加する。

### (役割)

#### 第2条

- 1 専門職理事は、理事会において、専門職それぞれの知識と能力をもとに、助言・指導をする。
- 2 専門職理事及びアドバイザーは、理事会以外においても、会員の成年後見業務及び関連する法律・税務問題について、必要に応じて助言・指導する。
- 3 理事及びアドバイザーは、会員の成年後見業務の負担が過大にならないように、適宜、家庭裁判所と協議する。
- 4 会員の相談には、随時応じる。

### (報酬)

#### 第3条

- 1 専門職理事及びアドバイザーの前条の役割に対する報酬は年俸制とし、年会費の総額の二分の一の範囲内で分配する、その額については総会の議決を経て、理事長が別に定め、年度末に一括して支払うこととする。  
但し、相続その他の特別事情が生じた事案において、家庭裁判所が特別に報酬決定をしてくれた場合は、報酬額の二分の一の範囲内で分配する。  
なお会員個人の財産を「残余財産」ということで勝手に分配できない。
- 2 会員の相談については、無報酬とする。

### (その他)

第4条 会員は専門職理事及びアドバイザーに対し、個別事件の手続きも依頼できる。その場合の報酬は、会員と専門職理事及びアドバイザーとの間で、個別に協議する。

第5条 専門職理事が理事会に出席したときは、交通費として500円支給する。

以上

この規定は平成21年4月1日から施行する。

## NPO法人設立が もたらした効果

平成21年4月1日にNPO法人「ゆずり葉の会」の活動がスタートしてから約1年半、全体として以下の効果が見られている。

- ① 重い障害の人たちをきちんと理解している人が後見人になっている点やゆずり葉の会の活動が財産管理はさることながら、身上監護を中心に行っている点などが評価されている。
- ② 一人の人間がやるのではなく、多数が関って職務を行っているうえに、弁護士等の専門家が加わることで財産管理を行うにしても公平性、透明性があり、信頼してもらえる組織になっている。
- ③ ゆずり葉の会では、NPO法人としての議決と運営会員との個々の同意を得たうえで利用会員の医療行為についても対応している。これは、NPO法人ゆずり葉の会が、家族会がベースになっているからできることであり、強みである。

- ④ これまで家族、親族を中心とした単独後見であったが、高齢化が進むなかにあって継続性のある複数後見が実現し、ある親からは「これで安心して死ぬる」との評価を得た。

また、複雑な家庭環境を有する利用者や、親族がいない利用者が多くなる傾向にあるなか、後見人の受け皿としてゆずり葉の会があることで成年後見の申立（首長申立を含む）が具体性をもって検討できるようになった。実際にそのように対応を進めている事例もある。

- ⑤ 家族会主体のゆずり葉の会が身上監護を行うことで、家族もなく本人の意向が反映されにくい利用者に対するサービスが、その意向により近いものになった。家族にとっても、たまにしか顔を見ることがない

後見人よりも、病棟によく出入りしているお母さん方のほうを、子どもたちはよく知っているので安心してお願いできると評価されている。



運営会員による衣類の補修、名札つけ

## 地域や関係機関にもたらした 影響・効果

ゆずり葉の会は利用者、家族、施設ばかりではなく、地域、関係機関にも大きな影響・メリットを与えた。

### ①関係機関等への理解促進

家庭裁判所をはじめ、弁護士や司法書士等それまでは重症児（者）に対する理解が十分とはいえない多くの関係者に対して、後見申立に向けた取り組みを通じてその実態を理解してもらうことができた。

### ②ゆずり葉の会に続く県内でのNPO法人の設立

ゆずり葉の会の存在を講演会等で知った県内の複数の法人・施設がNPO法人を立ち上げている。同じような悩みをもつ親たちに大きな希望を与えると同時に、他の社会福祉法人や福祉施設関係者が利用者の権利擁護に対する意識を高揚させるきっかけともなった。

## 今後の課題

NPO法人の立ち上げにより、すべての問題が解決したわけではない。将来の展望のためにまだまだ取り組まなければならない課題が残されている。

### ①会員増に向けた一層の取り組み

親自身が若く親なき後のことを現実的に考えられないという理由や、さまざまな事情によりまだ入会していない人がいる。まだ親自身が元気だから入らないのではなく、入会してお互いに助け合うという関係を築いていく必要がある。引き続き、家族会全員の入会をめざす。

### ②NPO法人の継続

現在、ゆずり葉の会に関わっている人たちは高齢者が多く、若い世代の参加が少ない。後継者の育成はゆずり葉の会、施設の両方が心配している点で、NPO法人継続のためにもクリアしなければならない課題である。

### ③活動対象の拡大

ゆずり葉の会が行う取り組みについて、在宅で暮らす重症児（者）の家族からの問い合わせが増えてきている。なかには、ぜひとも会員になりたいという家族もあるが、現時点では在宅まで対応することはできない。

### ④ゆずり葉の会の周知促進

ゆずり葉の会の活動を、岡山県内だけでなく、県外にも広く知ってもらうために、講演活動などを少しずつ広げていく。

めとする関係諸機関、法人・福祉施設役職員、利用者やその家族等に広くかかわりを求め、協力を得て進めることが必要。

### ②資金について

一部の者の善意だけに頼る方法は、早晩行き詰る。無理なく継続的に必要な額を集めることができる方法や金額を関係者でよく協議し、共有する。

### ③心構え

利用者のためになることなのだから、困難なことに思えても迷わずに一步を踏み出す。また、途中で諦めないこと。

### ④施設と家族会との連携

意志の疎通をきっちりと、目標に向かって気持ちを一つにする。「守るべき人」のことを第一に考える。

## NPO法人を設立しようと 考えている方へのアドバイス

### ①広く支援と支持を受けること

ゆずり葉の会設立までの経過をみても、多くの関係者の理解と協力がなければ法人設立は実現しなかった。家庭裁判所をはじめ





# 地域の障害者福祉ニーズに多面的に対処

～事業所間ネットワークによる地域貢献の取り組み～

特定非営利活動法人 **渋川広域障害保健福祉事業者協議会**（群馬県）

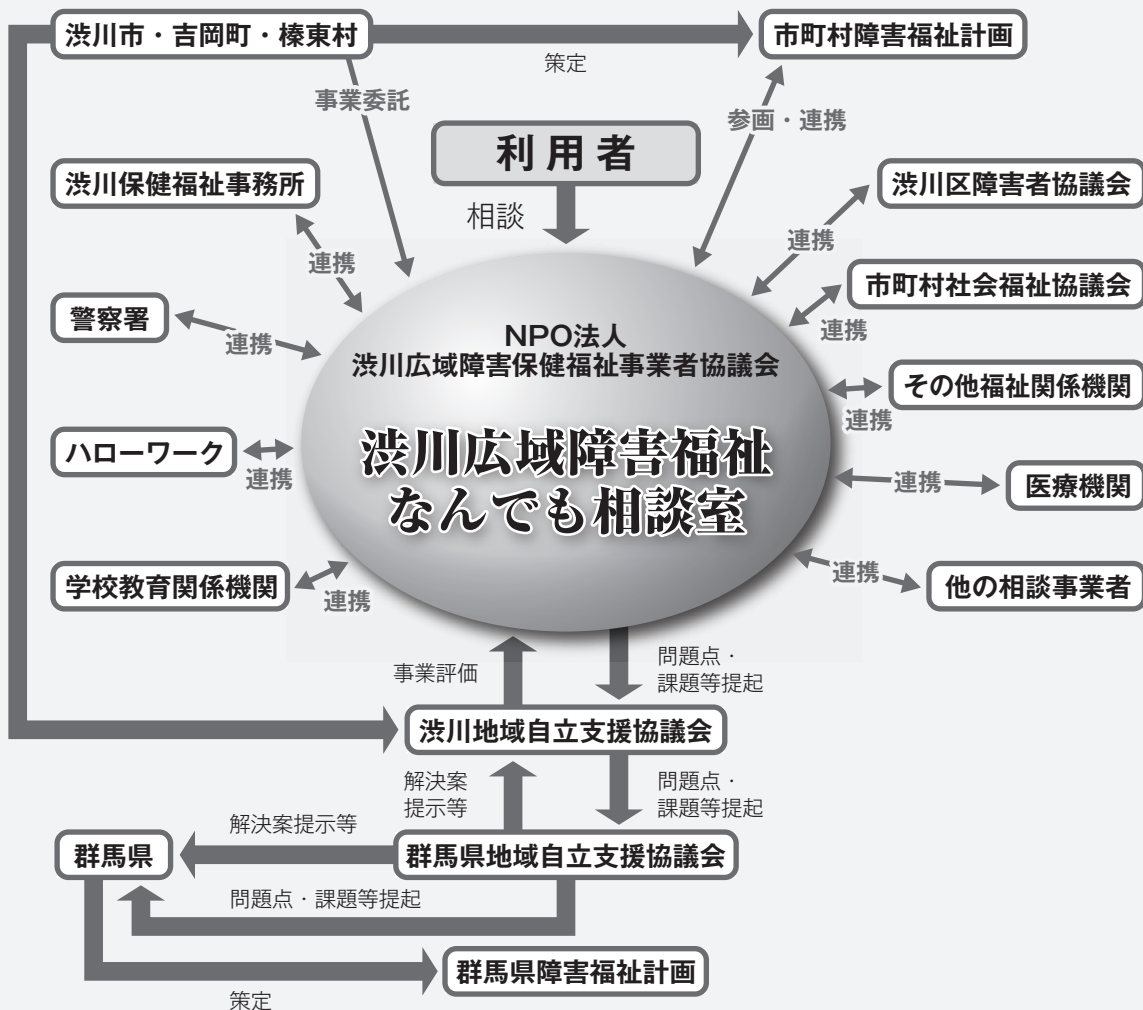
## 【取り組みの概要】

渋川広域障害保健福祉事業者協議会は、群馬県の渋川圏域（渋川市、吉岡町、榛東村の1市1町1村）にある21法人38の障害者福祉施設・事業所によって構成されるNPO法人（特定非営利活動法人）である。社会福祉法人8（施設6、社会福祉協議会2）、医療法人6、NPO法人5、その他財団法人等、さまざまな経営主体による事業所が参画している。

この協議会の中心となる事業は、障害者自立支援法の地域生活支援事業に位置づけられている「相談支援事業」であり、「渋川広域障害福祉なんでも相談室」を渋川市役所福祉庁舎内に設置し、圏域の1市1町1村から事業を受託している。協議会の中核は、「誠光会」、「恵の園」、「三愛荘」を中心とした8つの社会福祉法人であり、相談支援事業の相談員は、この3法人から派遣された職員がほぼ担当している。

3つの社会福祉法人を中核として、さまざまな事業所が参画するネットワークが担う相談支援事業は、各事業所のもつノウハウを出し合い、多角的、総合的に地域の障害者の生活をサポートし、困難な事例に対しても協働して対応している。各事業所を持つ情報を共有することで利用者に必要なサービスを提供し、障害者が安心して暮らせるような仕組みをつくることに成功している。

## 渋川広域障害福祉相談事業イメージ図



## 「渋川広域障害福祉なんでも相談室」とは

JR渋川駅から西に約500mという市の中心部に位置する渋川市役所福祉庁舎「渋川ほっとプラザ」の1階に、「渋川広域障害福祉なんでも相談室（以下、相談室）」はある。相談室では、圏域の1市1町1村から受託している「相談支援事業」を行っており、障害者とその家族が抱えるあらゆる相談を受け付けている。相談内容は、障害のある方本人やその家族の悩みや心配、日常生活の問題、仕事、福祉サービスの利用、権利擁護・後見制度など多岐にわたり、社会福祉士、介護福祉士などの資格をもつ相談員が、情報の提供や助言、必要なサービスの調整をしている。

相談室は日曜祝日と年末年始を除く月曜から土曜の9時から17時までが受付時間で、来所はもちろん、電話、ファックス、メールによる相談も受け付けており、加えて自宅訪問も行い、問題に対しては障害福祉サービス事業所だけではなく、医療機関、行政なども協力・連携し解決にあたっている。同じ福祉庁舎の中には、1階に夜間急患診療所とキッズルーム、2階にファミリー・サポートセンター事務室、3階に市社会福祉協議会、4階に福祉団体室がある。

この相談室を運営しているのが、「NPO法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会（以下、協議会）」である。協議会は、身体・知的・精神障害者関連の福祉サービスを提供する社会福祉法人、NPO法人、医療法人などの多様な経営主体による計38の事業所で構成されている。渋川圏域の1市1町1村より受託している障害者自立支援法（以下、自立支援法）の地域生活支援事業に位置づけられた「相談支援事業」が主要事業であるが、その他、相談室が入居している福祉庁舎の管理運営業務も行っている。加えて、圏域市町村の障害福祉

計画等の作成の場に協議会の構成事業所がメンバーとして参画している。地域自立支援協議会については、メンバーとして参画するだけでなく、その中に設けられている生活部会や就労部会の事務局も担当している。

協議会は相談室を事務所としており、協議会の運営実務は相談業務の傍ら職員（相談員）が行っている。相談室に常駐する職員は、協議会を構成している4事業所から、勤務年数が10年を超えるベテラン職員が派遣されている。数日単位の交代ではなく、一定期間（年単位）同じ方が各事業所から派遣されている。開設した平成18年10月から平成22年3月までは、月曜から金曜までの週5日間の開所であった。平成22年4月からは相談件数が増えたため、土曜日も開所するようになった。現在は室長と5名の相談員の計6名が常駐している。

「相談室」は平成18年10月に渋川市役所本庁舎内に開設され、2年半後の平成21年4月に、現在の渋川市福祉庁舎に移転した。

## 事業所間ネットワーク構築の契機になったショッピングセンター跡地利用問題

渋川市内の障害者福祉施設等の事業所間の交流は、自立支援法施行以前は、療護施設や更生施設に授産施設と、同種別間のものにほぼ限定されていた。身体障害、知的障害といった同じ障害を対象とした事業所であっても、その種別が異なるだけで、交流・連携をする機会は限られた。このような状況ゆえに、対象となる障害が異なる事業所同士が、お互いのことを理解するには苦労した。身体障害と知的障害はまだつながる部分があり、お互いの事情を少しは察することができたが、社会福祉法人が経営する事業所自体がそもそも圏域にはなかった精神障害のこととなると、異業種のように分からないという状況があったと言う。

しかし平成15年に入り、その事業所同士が結束するきっかけとなる出来事が起こった。その年の5月に渋川市内のショッピングセンターが閉店し、それを渋川市が購入し、平成18年2月の渋川市と近隣町村との合併を控え、新渋川市の第2庁舎とする計画が出されたことに端を発する。

この動きを知った社会福祉法人「誠光会」誠光荘の眞下施設長は、ショッピングセンターが広いエレベーターを備えているなどバリアフリー機能が整備されていたことに着目し、そこを第2庁舎とするのなら渋川市の福祉の拠点となる福祉に特化した『福祉庁舎』にできないものかと考えた。眞下氏が描いたイメージは次のようなものであった。「圏域の授産施設でつくった野菜や花、パンなどを1階にショップを設け販売し、作業所も併設しよう。2階には福祉課、社会福祉協議会、支援センターなどの福祉関係の公的機関が入ることで、機能が集約される。渋川圏域の福祉拠点ができるのではないか」— 眞下氏のこの考えは、種別の違い、対象となる障害の違いによって壁ができてしまっている現状に風穴を開け、種別も対象となる障害の違いも超えた連携を可能としたい、との想いからであった。後述するが、障害者施策の新たなランドデザイン案が描かれ、3障害一元化の大きな方向性が示された前後という背景もそこにはあった。

当時の市の担当者も、その考えに賛成して働きかけてくれた。眞下氏は市の担当者と相談し、同じ障害者施設同士で声をかけあい、市長へ第2庁舎を『福祉庁舎』とするための陳情をすることを始めた。賛同者を募ったところ、合わせて6法人12事業所が手を上げた。眞下氏の「誠光会」、加えて社会福祉法人「恵の園」と「三愛荘」、さらに以前から3法人とも関係のあった「福祉作業所いぶき（「渋川市手をつなぐ育成会」が経営主体）、「サポートハウスなずな」、「あすなる作業所」を運営す

る3つのNPO法人である。誠光会は身体障害者、恵の園は身体障害者と知的障害者、三愛荘は知的障害者を対象とする事業を展開する法人であり、「いぶき」は知的障害者、「なずな」と「あすなる」は精神障害者を主な対象とした事業所であった。種別と対象となる障害の違いを超えた、かつてないつながりができた瞬間であった。

陳情書には、行政の福祉サービス機関の設置、渋川市社会福祉協議会の入居、地域包括支援センターおよび障害者支援センターの設置の4項目を盛り込み、平成17年9月に渋川市長へ提出された。

しかし、ショッピングセンターの跡地利用は、眞下氏の構想した「福祉の拠点」とは異なり、当初の予定通り第2庁舎として福祉関係以外の部署による利用として決定された。

## 渋川圏域における事業所間 ネットワーク構築の経緯

ショッピングセンターの跡地利用問題については残念な結果に終わったものの、ここでの協働がきっかけとなり、この前後から事業所間の「懇談会」が開かれるようになった。同じ障害者福祉事業を手がけていても、これまでは地元同士、同業同士として挨拶を交わす程度の付き合いであったが、顔を突き合わせて話をするようになると、互いに知らなかったことが見えてきた。

特に、精神障害者を対象とする事業所を運営するNPO法人は、身体・知的障害の事業所に比べてかなりの低予算で立地条件も悪いという恵まれにくい環境下にあること、小規模作業所にいたっては社会福祉法人が経営する身体・知的障害者対象のものと比べて約3分の1の予算規模であることを知り、眞下氏をはじめとした社会福祉法人の施設経営者たちは衝撃を受けた。何回か話し合いを続けるうちに、連

携をしていく必要性の認識が高まっていった。

ショッピングセンターの跡地を市が購入した翌年の平成16年10月、自立支援法の基となった今後の障害保健福祉施策についてのグランドデザイン案が発表された。新しい制度により旧来は「身体障害者と知的障害者」が福祉施策の対象であったところに精神障害者が加えられることとなり、3障害一元化の大きな方向性も示された。「他の種別のことは良く知らない。他の障害のことはあまり分からない。けれども制度の先行きを考えれば、それで済むのだろうか・・・」— 意見交換を重ね、問題意識を共有化していく必要性が関係者間で次第に認識されるようになっていった。前出のショッピングセンター跡地利用に関する陳情、その後の事業所間の懇談会も、この流れのなかの出来事と言える。

平成18年10月の自立支援法施行が近づく中で、「身体・知的・精神の3障害の事業所が力を合わせれば大きな力になる」、「人口約12万人の渋川圏域は障害者の施設や作業所が比較的多く、事業所が集まれば何かができるのではないか」と考えた眞下氏は、とにかく集まって一緒に考えることを他の事業所に提案した。小さな事業所が個々で何かを発信するよりも、同種別だけで集まるよりも、種別を超えてまとまって発信したほうが、当然効果は期待できるとの想いもあった。

平成17年9月の陳情書の提出で協力関係を築いた「誠光会」、「恵の園」、「三愛荘」の3つの社会福祉法人をはじめ、さまざまな経営主体による事業所が集まった。陳情書の提出前後から始まった事業所間の懇談会を通して情報の共有を始めていたこともあり、協働の枠組みを設けることに異論は出なかった。地域の障害者福祉の普及発展への貢献、種別を超えた障害者施設の情報交換を目的に「渋川市障害者施設連絡協議会」が平成17年12月に、渋川市の22事業所の参画により設立された。N

PO法人の協議会の前身となる組織である。

これ以前の圏域内の事業所の意識について、社会福祉法人「恵の園」の山田常務はこう評している。「隣の事業所はあくまでお隣さんだった。種別同士でのつながりしかなかった時代は、各施設・事業所はいわゆる『種別単位の個人商店』に過ぎなかった。この協議会の設立は『渋川圏域の福祉の商店街』の構築に向けての第一歩になった」

平成18年2月には、渋川市と北橋村、赤城村、子持村、小野上村、伊香保町が合併し、新渋川市が誕生した。4月の新年度からは新しく渋川市になった旧町村の地区の事業所との連携も視野に入れていたところに、6月に吉岡町と榛東村の事業所からも手が上がった。それを受けて同月、渋川圏域1市1町1村にある37（当時の数）のすべての事業所によるネットワークが誕生した。「渋川広域障害保健福祉事業者協議会」の誕生である。会長には「誠光会」の眞下氏、副会長には「恵の園」の山田氏が就いた。ショッピングセンター跡地利用に関する陳情書の提出から、わずか1年足らずの間の出来事であった。

（次頁「事業所一覧」参照）

## 「なんでも相談室」の 開設とその成果

協議会の設立とあわせて、平成18年10月に施行される自立支援法に位置づけられていた「相談支援事業」を受託する準備を進めていたところ、そのためには法人格の取得が必須条件であることが分かった。6月に開催された設立総会で急遽NPO法人格取得を諮り、翌7月にNPO法人としての設立を決議するという慌ただしさであった。そして申請後間もなく9月下旬にはNPO法人の認可が下り、10月からスタートした「相談支援事業」の施行と同時に、協議会は渋川市役所本庁舎の西

## 渋川広域障害保健福祉事業者協議会「事業所一覧」

	経営主体	事業所名称	定員数	備考
1	社会福祉法人 三愛荘	かおる園	67	障害者支援施設(知的更生施設)
2	〃	清泉園	73	障害者支援施設(知的更生施設)
3	〃	さくら園	40	障害者支援施設(知的更生施設)
4	社会福祉法人 恵の園	めぐみの里	入所80、通所7	障害者支援施設(知的更生施設)
5	〃	めぐみ	30	知的障害者授産施設
6	〃	シャローム	20	知的障害者授産施設
7	〃	あけぼのホーム	50	障害者支援施設(身障療護施設)
8	〃	恵の園	入所30、通所13	身体障害者授産施設
9	〃	グレイスホーム	30	障害者支援施設(身障授産施設)
10	社会福祉法人 誠光会	誠光荘	90	障害者支援施設(身障療護施設)
11	社会福祉法人 高嶺会	並木路荘	30	障害者支援施設(知的更生施設)
12	社会福祉法人 赤城会	あかぎ育成園	入所120、通所7	障害者支援施設(知的更生施設)
13	〃	しきしま	入所75、通所7	知的障害者(児)更生施設
14	社会福祉法人 薫英会	薫英荘	50	知的障害者更生施設
15	〃	ワークショップくんえい	20	知的障害者授産施設
16	〃	水沢寮	30	知的障害者通所寮
17	社会福祉法人 渋川市社会福祉協議会	ひまわり園	20	児童デイサービス事業 (障害児通園施設)
18	〃	かえでの園	10	地域活動支援センターⅢ型 (障害者福祉作業所)
19	社会福祉法人 榛東村社会福祉協議会	ささえの家	10	地域活動支援センターⅢ型 (障害者福祉作業所)
20	医療法人 橘会	ひばり	30	精神障害者援護寮
21	〃	うぐいすの家	20	精神障害者福祉ホーム(B型)
22	〃	デナイトケアそよかぜ	通所70 短期30	精神科デナイトケア施設
23	医療法人 群栄会	けやき寮	20	精神障害者援護寮
24	〃	もみじホーム	20	精神障害者福祉ホーム(B型)
25	〃	よしおか		地域活動支援センターⅠ型
26	〃	デナイトケアねむの木	70	精神科デナイトケア施設
27	医療法人 群馬会	赤城リカバリーハウス	10	精神障害者福祉ホーム(A型)
28	医療法人 榛名病院	榛名病院精神科デイケア	30	精神科デイケア施設
29	医療法人 北毛病院	北毛病院精神科デイケア	15	精神科デイケア施設
30	医療法人社団 護羊会	いづみ医院精神科デイケア	30	精神科デイケア施設
31	NPO法人 渋川市手をつなぐ育成会	渋川市地域活動センターⅢ型いぶき	15	地域活動支援センターⅢ型 (障害者福祉作業所)
32	NPO法人 精神障害者サポートセンターほれほれ	あすなる作業所	10	就労継続支援B型 (精神障害者共同作業所)
33	NPO法人 サポートハウスなずな	サポートハウスなずな	15	就労継続支援B型 (精神障害者共同作業所)
34	NPO法人 山脈	みやま工房	19	就労継続支援B型 (精神障害者共同作業所)
35	NPO法人 桃の井	ひだまり	6	共同生活援助
36	財団法人 大利根会	あけぼの	20	精神障害者援護寮
37	〃	あじさい		地域活動支援センターⅠ型
38	独立行政法人国立病院機構 西群馬病院	重症児病棟	80	重症心身障害児施設

庁舎内に「渋川広域障害福祉なんでも相談室」を開設したのである。

その後、相談支援事業が始まるに際し、相談室に詰める相談員はそれぞれの事業所から出向させることとした。開設当初は「誠光会」からの1名と、「渋川市手をつなぐ育成会」が運営する「福祉作業所いぶき」からの1名の計2名が常駐し、「恵の園」と「三愛荘」で1週間を分担するという3名を基本とし、加えて週のうち3日間は他の協議会構成事業所から応援が1名入るという体制でスタートした。

開設したばかりの10月の相談件数は26件、平成18年度（10～3月）の合計は350件だったが、平成19年になると月の相談件数は100件を超えるようになった。平成20年9月には200件を超えるに至り、このため10月から相談員を2名増員し、5名の常勤で対応するようになった。

この増員により、相談のアフターフォローにも力を割けるようになった。それ以前は、相談に来た時、関係機関から情報が寄せられた時に対応するといった状況であったが、現在は相談のあった方のサービス利用状況を参考にしつつ、必要に応じて相談室から状況確認に出向く、といったことができるようになった。

その後も相談件数は増え、結局土曜日も開所することとなり相談員も6名になり、平成22年度は4月から8月の累計相談件数は2,148件となっている。

相談内容は3障害全般にわたって生活に関する相談、日中活動に関する相談が多いが、3障害のうち相談がもっとも多いのは知的障害者からである。3年間の総計では知的障害に関する相談が約1,700件、身体障害が約1,200件、精神障害が約600件、その他が約400件という内訳であった。渋川圏域に住む約700人の障害者が相談室と関わっていたことになる。

(次頁「相談件数」参照)

## topics 1

### 「母親が急病で入院した 精神障害者の支援ケース」

母親と障害のある子ども（40代）の2人暮らしの家庭で、これまで障害福祉サービスを全く利用されることなく、2人で生活していた。親が急病で入院したことにより、入院先の病院から相談室に連絡があった。家に行くと、精神障害のある子どもが1人で黙って部屋の隅に座っているという状況であった。

これを機に、圏域の障害福祉サービスを活用することとなった。日中の生活の場の提供や、親が体調を崩した時の一時宿泊先の紹介等、圏域にある各種のサービスにつなぐことで、親子の在宅生活を支えることができた。

相談室があったことで、病院からの連絡・相談が遅滞なく入り、対応ができた。行政ではなく先に相談室に連絡が入ったことで、サービスへのつなぎは迅速にできたともいえ、相談室の圏域での存在感を物語る。

ニーズを把握して適切なサービスを提供できるようになった、対応の難しい案件にネットワークで対応することができた1つの例である。

## topics 2

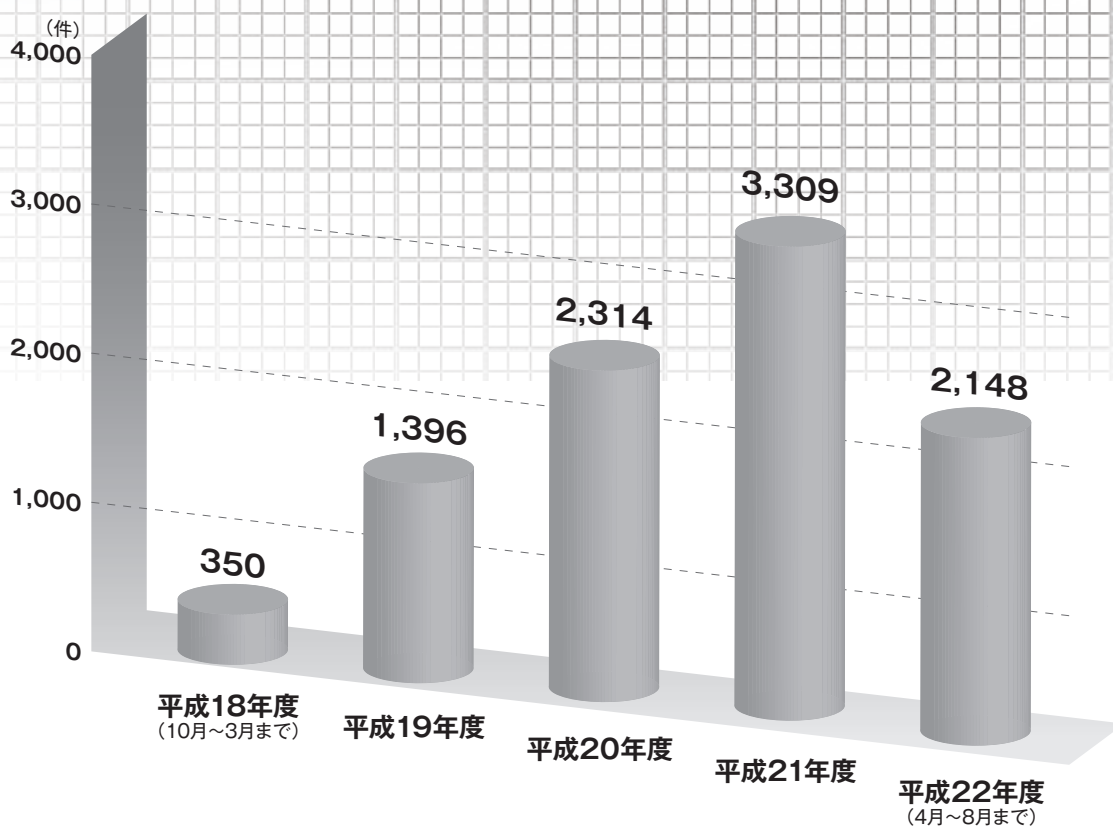
### 「福祉庁舎の実現」

平成18年10月に渋川市役所本庁舎内に開設された相談室（＝協議会の事務所）は、平成21年4月に移転することとなった。移転先は、渋川市が新たに設けた4階建の渋川市役所福祉庁舎「渋川ほっとプラザ」である。ショッピングセンター跡地の利用に際し、「福祉庁舎」化を陳情したのが平成17年9月のこと。入居している団体等の状況は必ずしも当時の構想通りではないが、眞下氏が思い描いた「福祉庁舎」は3年半後に実現したのである。

渋川広域障害福祉なんでも相談室  
平成18年度～22年度「相談件数」の推移

(単位：件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
4月		103	131	283	432
5月		73	143	211	307
6月		98	154	301	476
7月		111	147	305	472
8月		137	112	202	461
9月		113	271	249	
10月	26	129	255	310	
11月	63	121	159	237	
12月	54	137	219	262	
1月	67	109	244	291	
2月	71	120	229	308	
3月	69	145	250	350	
合計	350	1,396	2,314	3,309	2,148



## NPO法人の 設立、運営について

NPO法人の設立にあたっては、前身である「渋川市障害者施設連絡協議会」の設立時から主導的な役割を担ってきた眞下氏が中心となり、設立までの準備のほとんどを担うこととなった。相談支援事業が始まり、事務所に詰めている相談員が相談業務の傍ら運営業務を担うようになるまではこの状態が続いた。「最初の頃は、定款や事業計画等、私が先ず原案を作成し、それを皆さん（協議会の中核を担う社会福祉法人経営者）に確認してもらって進めていました」と眞下氏は振り返る。負担については、前身の渋川市障害者施設連絡協議会の枠組みがあったこと、NPO法人の認可申請について渋川市も協力してくれたことから、それほど過度なものにはならなかった。そして、平成18年7月3日のNPO法人としての協議会の設立総会に漕ぎ着けることができた。

協議会の目的は、「渋川広域の障害保健福祉事業者の運営等について相互に連絡協議すると共に、渋川広域の障害者福祉の普及発展」と定められ、事業については、「渋川広域の障害福祉計画への参画」、「地域に貢献する障害者保健福祉事業者のあり方の検討」、「渋川広域の地域支援事業への貢献」等とした。協議会のもとには、総会と定例役員会の2つの会議を設けた。総会は年に2回、全事業所が集まって開催され、年次報告及び事業計画についての審議がなされている。定例役員会は、会長1名、副会長2名、理事6名、会計担当役員1名による10名の理事と相談室長で構成されており、月1回開催される。相談室の運営状況の報告と課題についての協議を行っている。定例役員会が執行機関、総会が文字通り全会員参加の全体会、という位置づけである。

会費については、一律年1,000円とした。構成団体のなかには、予算規模が非常に小さな

事業所もあれば、ある程度の規模を有する社会福祉法人もある。渋川圏域の全事業所が参画するネットワークの構築にこだわったこともあり、全ての事業所が無理なく参加できる水準として決定した。事務所の賃料は無料であるものの、実際には年会費だけで運営するのは不可能であり、運営費のほとんどは圏域の1市1町1村からの相談支援事業の実施に際しての委託費でまかなわれている。現在は総額約2,500万円であるが、相談員の人件費や相談業務にかかる諸々の経費を考えれば十分な額ではなく、結果、室長および相談員全員が構成事業所に籍をおいたまま協議会に出向するという方式を採用することとなった。

協議会の予算から相談員1人に対しては、1日単位で決められた額が支払われる。しかし、出向した相談員1人に対して給与、保険、福利厚生費などを計上すると、その額ではまかなえない。自ずと各法人が持ち出す（法人負担）ことになる。新人を使えば法人負担は少なくできるが、経験の浅い相談員では相談室の信用性を損なうと考え、負担が大きくても専門家として仕事が全うできる相談員を置くようにしているのが現状だ。

相談室の飯塚室長によれば、金銭面での負担をしても相談員を派遣するメリットがあると言う。「職員を出向させている法人には、金銭面での負担があるとはいえ、相談員となった職員は数ある相談で多くのことを経験し、学ぶことができる。これまで対応したことがないケースを扱って関係施設と連携する経験は、地域にどのようなニーズや資源があるかを知るうえで役に立つ。相談室では自分の施設では得られない体験をすることができ、その経験と技術を法人に持ち帰ることで、各法人にも新たなノウハウが蓄積される」— 協議会の役員である眞下氏、山田氏は、「そもそも地域に役に立とうという思いから始めたこと。法人負担は最初から分かっていたこと」と声を揃える。



## ネットワークの構築が 短期間で実現した要因

平成17年12月の渋川市障害者施設連絡協議会の設立後、NPO法人の協議会設立、そして相談支援事業の受託・実施まで、1年足らずの短い期間で実にスムーズに進行した。この短期間での進捗は非常に特徴的である。実現した理由として、いくつかの要素を上げることができる。

### ①行政からの支援・要請があった。

相談支援事業を平成18年10月のスタートに間に合わせるよう、行政からの要請があったことが大きい。そこには、公正中立の観点から、相談支援事業を1つの社会福祉法人ではなく、身体・知的・精神にかかわる事業所が集まった協議会に依頼したいという市の考えがあった。市の担当者からの提案と協力がキーポイントとなった。

渋川市からすれば、障害福祉計画の策定や地域自立支援協議会の開催等、圏域内の複数の事業所と協働して取り組むべき案件がいくつかあることが解っていたこともあり、圏域内のすべての事業所が参画するネットワーク機関は、事業所と協議するうえでも協働するうえでも「都合の良い存在」であったということもできる。

### ②社会福祉法人立事業所間での連携意識の高まり

協議会の設立の原動力となった「誠光会」、「恵の園」、「三愛荘」の3つの社会福祉法人が、おのおのが今後の障害者福祉事業に対して「何かをしなければ」という同じ意識、目的を持って手を取り合ったことが大きな力となった。

加えて、3法人を含めた圏域の社会福祉法人の規模が近かったということもある。いずれも1法人で複数事業を経営する法人で、大規模法人ほどではないにしろ、法人事務局体制がそれなりに整っているレベルの法人で

あった。大きな法人が主導し小さな法人がそれに追随するのではなく、それぞれの特徴を残しつつゆるやかな連携を組み、必要な事業は協働で実施するというネットワーク型の構成が理にかなっていた。

### ③自立支援法の施行と新渋川市の誕生

短期間で事業所経営者の意識が高まった背景には、平成16年10月に新たな障害者福祉のグランドデザイン案が発表され、3障害一元化の大きな方向性も示され、自立支援法の施行が平成18年10月に迫っていたことが大きい。「このままではいけない」との考えを共有する大きな要因となった。

加えて、平成18年2月の新渋川市の誕生である。行政の枠組みが変わることで、福祉の分野にも影響は及んだ。折しも自立支援法の施行と重なり、市町村に義務づけられた事業（相談支援事業）の実施方法について再考を余儀なくされた。

この協議会の設立にともなうネットワークの構築が事業所にもたらした意識の変化について、眞下氏は、「地元のニーズに皆で応えていこうという意識が、この協議会ができて芽生えた」と語り、山田氏も、「これまでは自分の法人・施設のことしか考えていなかったという面が、少なからずどの法人にもあった。自法人だけで地域の障害者福祉の全てを担うことはできないのだから、連携して担っていかななくてはならない、という意識が高まったのではないか」と評した。

大きな外的要因の変化（自立支援法と市町村合併）と、ショッピングセンター跡地利用等のさまざまな出来事を経た事業所経営者の地域に対する意識の高まり、この両者が組み合わせられた結果である。

## 協議会の設立が地域にもたらした効果

渋川市、吉岡町、榛東村にあるすべての障害者関係の事業所がネットワークを結んだことで、渋川圏域の障害者福祉のあり方は劇的に変化した。ネットワークの構築は、さまざまな効果を地域にもたらした。

### ①圏域内の情報集約に貢献

複数の事業所がネットワークで対応しながらも、相談窓口は1つにまとめているため、各事業所が蓄積した知識、技術、情報を相談室で集約し、それを地域に還元できている。相談室に聞けば構成事業所の状況（空きがあるか等）がすぐ分かるようになった。

### ②潜在化していたニーズの発掘と困難事例への対応

個々の事業所では詳細まで把握できなかった地域のニーズが明確になり、事業所と専門家が連携することで問題解決の事例が増えた。専任の相談員がいるため、問題がそのまま放置されることも少なくなった。相談室では各事業所が把握した情報を基に、必要なサービスが提供されていないケースや対応が難しいケースの存在を把握できるため、対象により合ったサービスを構成事業所のなかから選んで（もしくは組み合わせ）提供することができる。

### ③各事業所の負担の軽減と経営効率のアップ

相談室で具体的な地域ニーズが把握できるので、各法人が経営のために利用者を確保する負担が減った。ニーズに即して不足しているサービスを拡充し、利用のないサービスを縮小すれば良い。これは事業所だけではなく、利用者にとってもメリットがある。

### ④公益法人たる社会福祉法人の原点の確認

関係者の意識（特に、社会福祉法人立の事業所経営者）においても、良い変化が生まれた。ネットワークが構築されたことで、自施設の強みと弱み、他施設の特徴、良さ

もよく分かり、自分たちの強みを活かし、足りない部分はお互いにカバーして関係者全員で地域の役に立つという、社会福祉法人の原点に立ち戻ることができた。渋川圏域が持つ障害者関係の事業所を地域の共有財産として活用するという意識づけにもつながった。

### ⑤圏域内の障害者団体との関係の強化

協議会には相談支援事業とは別に、地域の障害者福祉の向上を図るためのさまざまな活動を行うことも期待されている。具体的には、当事者やその家族が参画する障害者団体の事務局機能を担うことで、団体の活動支援を行っている。結果として、当事者団体との太いパイプも持つことができた。地域の中で不足しているサービスや社会資源を理解する意味でも、重要な成果である。

## 今後の課題

ネットワークの構築による相談支援事業の展開によって、もたらされたものが多くある一方で、課題も残されている。

### ①地域自立支援協議会の機能を高める

地域自立支援協議会に参画し、相談室を通して把握できた地域の問題を行政に提起してはいるが、施策に反映されたものは非常に少ない。地域自立支援協議会を通して、行政にきちんと上がっていく仕組みを強化し、相談室に寄せられる現場の声、地域の声が具現化できるようにしていきたい。

### ②若年障害者へのアウトリーチ

地域で生活する年齢層の若い障害者（およびその保護者）からの相談件数が少ない。親と同居をしている場合は、親が抱えて問題が表面化しないという面がまだまだあり、関係機関からの報告で把握するというケースが多い。学校等の教育機関、病院等の医療機関との連携をより密にして、支援が必要な

ケースを漏れなく把握していきたい。相談室自体のPRもまだまだ不十分なのかもしれない。広報活動にも力を入れていきたい。

### ③相談室の職員体制

現在常駐している5名の相談員及び室長の全員が、協議会を構成する事業所に所属し、そこから派遣されているという状況である。協議会に籍のある職員は1人もいない。今後、相談支援事業の拡充、それ以外のさまざまな事業の実施が求められることが予想される。1つ例を上げれば、夜間・緊急時の対応である。開設時には夜間の相談受付、休日での緊急時の対応もできるような体制でと考えていたが、実現できていない。将来的には24時間365日の対応が可能な体制が必要であると認識しており、そのことを考えると現行の職員形態では不十分である。

### ④相談支援事業自体の継続性

相談室の職員は全員が構成事業所からの派遣であり、現行の1日当たりの支給額では各法人が相談員の人件費のかなりの部分を持ち出さざるを得ない。複数の法人から相談員を派遣している現状は、派遣している法人で負担を等分しているとの見方もできる。「地域貢献の取り組みなのだからそれで良い」との声もあるが、継続性の点で見れば、事業として成立することが望ましいことも事実である。適正な委託費の確保も含め課題である。

### ⑤各構成事業所間の負担・責任の分担

協議会への参画にあたっての年会費は1,000円であり、相談室への職員派遣を担っていない事業所以外の負担は小さい。圏域の全事業所が無理なく参画できるようにとの配慮でもあったが、今後、より一層ネットワークを活用して地域ニーズに応えていくためには、中心となる事業所以外のさらなる活動への係りが期待される。

相談員をどの事業所から出向させるのか、相談員の身分（現在は構成事業所の職員）をどうするのか、については現時点で変更の予定はない。しかし、委託元の市町村や他の構成事業所の意見をうかがいながら、事業所間の経費負担・責任の分担については今後検討を行う予定である。

## 今後、地域における 事業所間ネットワークの構築を 考えている方へのアドバイス

1つの問題に対して、ある程度共通した認識があるのであれば、とにかく集まってみることから始めてみる。そこで意見交換をできるような継続して集まれる環境（事業所のコミュニティ）を作ること。利用者のため、地域のため、社会のためという視点がある事業所であれば、現状に不満を抱かない事業所は恐らくないはず。何かのきっかけでその不満（＝問題）に立ち向かう機会が訪れた時、そのコミュニティが生きてくる。そこに、行政も含めた地域の関係機関を巻き込んでいくことが大事である。

自施設のある地域特性（渋川圏域には人口規模の割に多種多様な事業所があり、社会福祉法人はある程度の規模を有する遜色のない複数の法人が存在していた）を正確に把握すること。取り組みを起す際の手法の決定の判断材料になる。



「渋川ほっとプラザ」



# シャッター通り商店街に活気を取り戻す

～多世代が集い交流する街づくりへの取り組み～

社会福祉法人 泰清会 **サンライズ港町**(広島県)

## 【取り組みの概要】

郊外型大型ショッピングセンターの出店、店舗の老朽化、店主の高齢化などにより、人通りが途絶えた中心市街地の商店街が全国的に問題になっている。しかし、そのいわゆる“シャッター通り商店街”に開設したケアハウスを拠点に、医療・福祉を中心とした街づくりに積極的に参画し、地域の活性化に貢献した例がある。広島県三原市にある社会福祉法人「泰清会」の経営する「サンライズ港町」である。

サンライズ港町は、三原市の中心市街地にある商店街の中の郵便局移転後の跡地利用において、三原市がケアハウスとしての利用を決めて公募をし、その事業を受けた泰清会が平成16年11月に開設した施設である。泰清会はさらに同じ商店街内に、内科を始めとする医療機関がテナントとして入った高齢者マンションをコーディネートし、その後もレストランや整形外科の入ったビル内に保育所、保育所の付帯事業としての地域子育て支援センターを次々に開設し運営している。他にも、市内各地域の特産物販売等を行う「さんさん土曜日」を始めとした各種イベントを企画している。

これら一連の取り組みにより、シャッター通り商店街に人の流れを取り戻した。高齢者から子どもまで、多様な年齢層が集う街づくりが実現しつつある。

## 泰清会が「帝人通り商店街」 で展開する各種事業

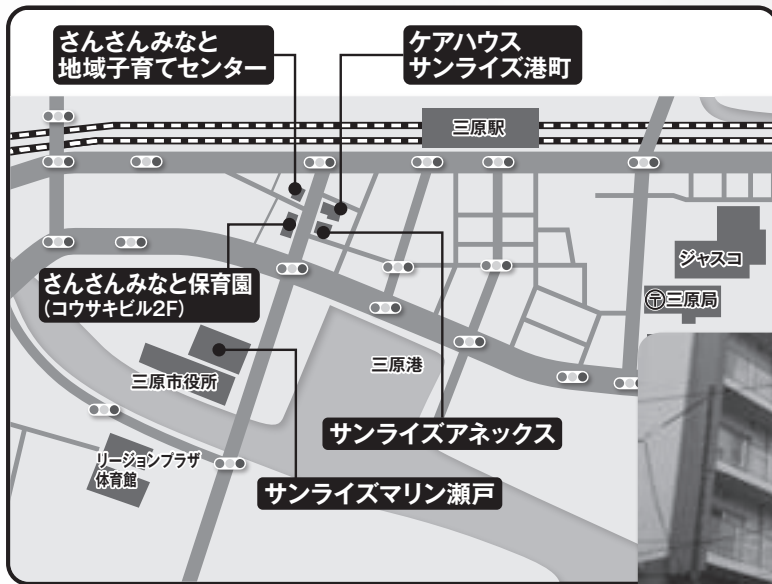
JR三原駅から歩いて約3分、三原港フェリーターミナルからも歩いて約3分の距離にある三原市の中心市街地に「帝人通り商店街」はある。その中に、鉄筋コンクリート6階建の「サンライズ港町」は平成16年11月にオープンした。ケアハウス、特定施設入居者生活介護、通所介護の3つの事業が展開されている複合施設である。2階に定員35名の通所介護事業所（デイサービスセンター）、3～6階が定員56名のケアハウスとなっており、内3階部分は特定施設入居者生活介護としてサービスを提供している（定員18名）。1階には地域交流スペース「サンサンひろば」がある。

3～6階の入居者の平均年齢は86.5歳、要介護度別の利用者数は、非該当者が8名、要支援1～2が15名、要介護1が4名、要介護2が14名、要介護3以上が15名である（平成22年3月末時点）。要介護度の高い利用者はほとんどが3階の特定施設の入所者である。開設当

初からほぼ満室で、入居待機者は200名を超えている。2階のデイサービスセンターは1日平均約30名の利用があり、稼働率は80%前後でここ数年は推移している。

帝人通り商店街には、泰清会が経営する事業所やコーディネートする施設が他にもある。サンライズ港町のすぐ南隣りには、平成17年4月にオープンした5階建の「サンライズアネックス」があり、そこでは居室数38の高齢者専用マンションを、当法人の関連機関（有限会社）が経営している。1階はクリニックモールとして、内科を始めとした多様な医療機関がテナントとなっている。向かいには、泰清会が平成19年4月に開設した定員60名の「さんさんみなと保育園」もある。保育所は建物の2階部分で、1階部分には和食レストランと整形外科、3階部分にはデイサービスセンターが入居している。この保育所のある建物のすぐ近くには、平成20年6月に保育所の付帯事業として、商店街の空き店舗を活用して開設した「さんさんみなと地域子育て支援センター」もある。（次頁 参照）

## 三原市中心市街地における泰清会の実施事業



サンライズ港町・サンライズアネックスの外観

### 帝人通り商店街の郵便局移転後 跡地利用としてのケアハウス計画

現在「サンライズ港町」の建つ帝人通り商店街は、昭和9年に操業した帝人三原工場とともに発展したエリアである。昭和30年のピーク時には従業員約7,000人を抱え、商店街も3つの映画館をはじめ80店舗におよぶ商店が軒を連ね、大きなにぎわいを見せていた。しかし、現在では工場の従業員数が約500人にまで縮小し、郊外型ショッピングセンター誕生の影響も受け、店舗数は半減した。シャッターが下りたままの店が増え、最盛期の面影はみじんも感じられない、いわゆる「シャッター通り商店街」へと衰退していった。

その中心地に位置していた郵便局が市街地の東部に移転し、跡地は約450坪の空き地となった。当初三原市はこの空き地を防災公園とする計画を立てたが、商店街の店主らからは「防災公園ではそこに日常的に人は集まらない。それ

では、商店街の活性化にはつながらない」と強い反対意見が出された。

ここで1つの転機が訪れる。平成14年に市長が交代したのである。新市長は商店街の店主らの要望を受け入れ、防災公園の計画を撤回した。そして、その空き地となった跡地の利用方法は、高齢者の住まいの場である福祉施設（ケアハウス）の建設と決まったのである。この利用方法の転換は、高齢化が進んでいた三原市における「医療・福祉の街づくり」の一環であったと考えられる。医療・福祉の街づくりの構想に合致し、人が多く集まり商店街の活性化により寄与するものは、福祉施設ではあるが住宅としての機能が強い「ケアハウス」であったのだ。

平成14年5月、三原市内の15の医療法人と社会福祉法人に公募（公募型の指名競争入札）がなされた。当時、中心市街地から離れた市内の山間部で特別養護老人ホームをはじめとした介護保険事業を運営していた社会福祉法人泰清会は、この公募に手を上げた。「三原市の高

齢化率（平成22年3月末時点で約28% ※人口は約10万人）や特別養護老人ホームへの入居待機者数からも、ケアを要する高齢者向けの住まいが不足していることは明らかでした。特別養護老人ホーム、ケアハウス、グループホーム、高齢者向け賃貸住宅・・・制度にあるなしに関係なく、住まいを提供するサービスを広げたかったのです。そう思っていた時に公募の話が来ました。迷わず手を上げましたよ」と泰清会の本井理事は振り返る。この公募に際し泰清会は、ケアハウス内に地域交流スペースを設けることを盛り込んだ内容で提案に臨み、その内容が評価されて翌6月に三原市から選定を受けた。当時、市町村共済組合が所有していたこの土地を三原市が買い上げ、平成15年10月に泰清会が同額で取得し、その後に建設に際しての補助金を得て整備することとなった。

## サンライズ港町 および サンライズアネックスの開設

公募の結果を受け、泰清会は平成16年11月のオープンに向けて、ケアハウスの建設計画を進めていくことになった。整備にあたってはまず、提案にも盛り込んだ「地域交流スペース（※）」について、それを持つケアハウスを全国で探して視察した。幾つかの施設を視察したものの、どの施設も外から中がほとんど見えない構造となっており、せっかくの地域交流スペースが開放されていない印象を受けた。何をやっているか、どんな所かを外から分かるようにすれば入りやすくなるを考え、道路に面した壁はガラス張りにすることにした。また、「サンサンひろば」という名称も、その存在を広く知ってもらうために公募により決定した。

※地域交流スペースは、現在サンライズ港町の1階に設けられ、市民誰もが申し込みをすれば無料で使用できる。加えて、建物外（敷地内）に市民の憩いの場としてウッドデッキ「さんさんガーデン」も設けている。

この地域交流スペースは、法人として「施設は地域に開かれるべき」との思いからの企画であったが、ケアハウスの建設を進めていく中で、さらに一步踏み込んだ「地域の活性化」についても次第に意識していくこととなる。「不足しているケアを要する高齢者の住まいを提供するサービスを広げることで、地域に貢献したい」との思いからの取り組みであったが、そもそも郵便局移転後の跡地利用で防災公園の計画が撤回された背景には、商店街の店主らからの「商店街の活性化につながる、人が集まるスペースにしてほしい」との要望があった。結果、医療・福祉の街づくりの一環としてのケアハウスの建設となったが、地元商店街や商工関係団体からの期待は大きかった。街づくりに関する会合に呼ばれることも増えていった。ゆえに、地域交流スペースを設けたケアハウスの視察の後は、「黒壁の街づくり」の滋賀県長浜市、「昭和の街づくり」の大分県豊後高田市といった、全国の街づくり事例の視察へとシフトすることとなった。

一方、三原市よりケアハウスの建設計画の選定先として指名を受けた直後の平成14年夏、建設予定地の南に隣接する建物の所有者から約250坪の土地の有効活用の相談を受けた。その建物は閉鎖したままの映画館であったが、平成13年の芸予地震の被害を受け、建物を解体しなければ危険な状態にあった。解体後、駐車場にしたところでは商店街の活性化にはつながらないだろうと考えた所有者は、建物を建てる資金は出すので、商店街のため、三原市中心市街地のためになるような事業を、建物を使ってしてくれないか、と持ちかけてきたのである。そこで、人を呼び込めるもので、経営のための安定した収入も見込めて、商店街の活性化にもつながり、建設の決まっているケアハウスとのコラボレーションもできるものは何か、と考えた

時、出てきた答えは医療機関の誘致であった。近所で開業している複数の病院・診療所を説得し、その結果、建物の1階はテナントとして内科、皮膚科、眼科、薬局が入るクリニックモールにした。建物の上層階部分（2～5階）には、高齢者向けマンション（居室数は38）をつくることにした。ケアを要する入居者には、訪問介護等の各種サービスを外から提供し、その生活を支える。1階の医療機関の存在も、入居者に安心をもたらす、というイメージがあった。

ケアハウスの建設もその間に着々と進み、オープン3か月前の平成16年8月には、56室すべての入居者が決定した。さらに10月下旬に行った見学会には、2日間で約2,000人もの見学者が集まり、見学者の列が敷地内はもとより道路にも延々と続く、という盛況ぶりであった。そして11月、「サンライズ港町」はオープンを迎えた。一方、隣接する高齢者向けマンションとクリニックモールが入る「サンライズアネックス」も翌年4月にオープンした。

「サンライズ港町」のもつ福祉機能、「サンライズアネックス」のもつ医療機能をそれぞれが共有する形で、入居者をサポートする体制が整った。なお、中心市街地にある商店街の中という利便性がものを言い、ケアハウス入居者の友人や家族の出入り、バスや徒歩で通われるデイサービスセンターの利用者、アネックス内の医療機関への受診者の数は予想を大きく上回り、商店街を日常的に往来する人の数も徐々に増えていった。

## 地域イベントの開催

「サンライズアネックス」が開設した平成17年4月は、三原市が周辺の3町（本郷町、

久井町、大和町）と合併し、新三原市が誕生した直後でもあった（平成17年3月に新三原市が誕生）。当時、三原市の街づくり担当の課長（元の福祉課長）が本井氏を訪れ、この合併を機会に商店街の活性化に向けたイベントができないかという話になった。本井氏は高知城の下に露天が並ぶ日曜市を思い出し、合併を記念して、近隣の町の野菜や果物、魚、漬け物など特産物を集めて販売することを提案した。この提案には課長も賛同し、横断的に動いて必要な各種手続きのサポートをしてくれた。後援団体には地元の大学と商工会議所も加わり、帝人通り商栄会（帝人通り商店街の店主らの組織）、三原市、そして泰清会の5団体共催で、「土曜市」を開くことになった。新三原市としての一体感を市内全域でもてるよう、各地区の伝統文化の紹介や各地域の物産販売を中心に、交流に主眼を置いたイベントとしての「さんさん土曜市」は、平成17年7月に記念すべき第1回目が開催された。その後、毎月第1土曜日に開催されることとなり、毎回約800人の市民でにぎわっている。

平成19年4月からは、サンライズ港町の1階地域交流スペースにおいて「さんさんシアター」を開催している。無料映画上映会として、さんさん土曜市とあわせて毎月第1土曜日に開催される。定員30名で誰でも鑑賞することが可能で、地元の企業などから賛助金を募り、上映作品はDVD管理会社から1作品あたり約3～4万円でレンタルしたものを上映している。

加えて、毎年12月に「クリスマスメモリアル」と題したイベントを開催している。市内にクリスマスイルミネーションの名所をつくりたいという発想から生まれたものである。クリスマスツリーを中心に華やかな電飾が彩られ、点灯式典には子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民約400人が



参加する。大学生によるクリスマスメドレーの演奏なども行われ、世代間交流の場として大変なにぎわいを見せている。

この「さんさん土曜日」、「さんさんシアター」、季節の風物詩となった「クリスマスメモリアル」のイベントは、地元の新聞やテレビなどのメディアでも多く取り上げられている。商店街に多くの人を集わせ、活性化を図る仕掛けは一定の成功をおさめている。

## 「さんさんみなと保育園」の開設

「サンライズアネックス」の事業が成功すると、今度はその向かいにあった駐車場のオーナーから、土地の有効活用についての相談が舞い込んだ。検討の結果、サンライズアネックス内のクリニックモールにはなかった整形外科、デイサービスセンター、そしてデイサービスセンターに必要な食事も扱う和食レストランを誘致することとなった。4階建を計画しているビルの1階にはレストランと整形外科、3階にはデイサービスセンターが入ることが決定し、課題は2階フロアをどう利用するかになった。その時、以前から手がけたいと思っていた保育所というアイデアが本井氏の頭に浮かんだ。第1回目のクリスマスメモリアルでのイルミネーションの点灯式典で、子どもたちとその親、大学生に高齢者と、さまざまな世代がそこに集い、世代間交流がなされる光景を目の当たりにし、心を打たれた思いが蘇ってきたのである。また、もしも子どもたちが病気や怪我をした場合でも、医療機関がすぐ近くにあるため、保育所という選択は適切と思われた。

開設にあたっては、ビルのテナントとしての認可保育所の先例はないとのこと

で、広島県との交渉は難航を極めた。園庭や登記について問題視されたのである。結果、園庭については商店街近くの70坪の土地を購入することを決めた。登記については、ビルの所有者が仮に倒産した場合、物件を抵当にしている地元銀行に所有権が移ることとなっている点が、何かあった場合に利用する子どもたちに影響が及ぶ、と問題視されたのである。しかし、銀行と粘り強く交渉した結果、仮に銀行所有となった場合も保育所は継続できる旨の確約をとり必要な手続きをし、なんとか広島県からの認可を得て、平成19年4月に「さんさんみなと保育園」の開設に漕ぎ着けたのである。定員は60名で、開所日は日曜祝日を除く月曜日から土曜日までの7時から18時（延長20時まで）とし、開設から半年で定員数を突破した。

翌年の平成20年6月には、小さな子どもをもつ親の支援、および親間の交流を図るため、商店街の空き店舗を利用して「さんさんみなと地域子育て支援センター」を開設した。センターは、月曜日から金曜日の10時から15時まで開所し、専属の保育士を2名配置している。子どもや親同士の交流の場として、また子育てに関する相談窓口やおむつ交換、授乳の場にもなっている。火曜日は「ふれあい遊び」と称し、地域の高齢者との交流の日としている。サンライズ港町やサンライズアネックスの入居者のもとより、地域の高齢者が気軽に立ち寄り、子どもたちと触れ合える場としている。開設当月の利用者数は延べ198人、1日あたり約9.4人を数え、商店街ではベビーカーを押した母親同士が談笑するという、以前では想像できないような光景が見られるようになった。

(次頁「沿革」参照)

## 社会福祉法人 泰清会 沿革

1998年7月15日(平成10年)	社会福祉法人 泰清会 設立
1999年12月6日(平成11年)	特別養護老人ホーム サンライズ大池【定員54名】 事業開始 サンライズ大池 短期入所生活介護事業所【定員16名】 事業開始 デイサービスセンター サンライズ大池 事業開始 ホームヘルプステーション サンライズ大池 事業開始 サンライズ大池 居宅介護支援事業所 事業開始 ケアハウス サンライズ大池【定員19名】 事業開始 在宅介護支援センター サンライズ大池 事業開始
2003年10月4日(平成15年)	サンライズ大池 ホームヘルパー養成研修事業所 事業開始
2004年10月1日(平成16年)	サンライズ港町 居宅介護支援事業所 事業開始
2004年11月1日(平成16年)	ケアハウスサンライズ港町【定員56名】 事業開始 (内、特定施設入居者生活介護事業所【定員18名】) デイサービスセンター サンライズ港町 事業開始
2004年12月1日(平成16年)	サンライズフジ介護サポートセンター(居宅介護支援事業所) 事業開始
2005年4月1日(平成17年)	サンライズアネックス事業開始 ※関連機関(有限会社ワークス)による事業
2006年3月31日(平成18年)	在宅介護支援センター サンライズ大池 事業廃止
2007年4月1日(平成19年)	トータル・ケア サンライズ宮沖 事業開始 (小規模多機能型居宅介護事業所【登録定員25名】、居宅介護支援事業所) さんさんみなと保育園(認可保育園)【定員60名】 事業開始
2008年6月1日(平成20年)	さんさんみなと地域子育て支援センター 事業開始
2008年12月31日(平成20年)	サンライズフジ介護サポートセンター(居宅介護支援事業所) 事業廃止
2009年6月1日(平成21年)	トータル・ケア サンライズ新倉 事業開始 (小規模多機能型居宅介護事業所【登録定員25名】、高齢者専用賃貸住宅【定員12名】)
2009年10月1日(平成21年)	トータル・ケア サンライズ宮浦 事業開始 (小規模多機能型居宅介護事業所【登録定員25名】、高齢者専用賃貸住宅【定員19名】)

### 取り組みにつながった法人の 姿勢

商店街の跡地利用としてのケアハウスの公募に手を上げたことが取り組みの始まりであるが、ケアハウス開設後の周辺事業への進出やイベントの開催といった地域に向けた各種の取り組みについては、いずれも「周囲からの要請に対して迅速に対応してそれを形にしてきた」点が共通している。そこには、次のような法人の姿勢が根底にある。

#### ①想いを形にする行動力

ケアハウスに隣接したビルの有効活用にしても、新三原市の誕生にあわせた地域イベン

ト(「さんさん土曜日」等)にしても、先の見えたルールが敷かれていたわけではない。行政や地元商工関係団体のある程度の協力はあったにせよ、アイデアを練り上げ、周囲と調整し、実行していく過程においては、泰清会自身がかなりの部分で主体的に行動している。

特に、ビルのスペース活用での保育所開設に向けては、当初は所有権の問題もあり、行政の理解を得るまでの壁は大きかった。それも、粘り強い行動と交渉の末に乗り越えている。法人として「こうしよう」と決めたことを形にする強い行動力がそこには垣間見られる。

#### ②自法人のできることを模索する姿勢

行動力があっても、やみくもに行動しただ

けでは成果は上がらない。与えられた課題に対して、法人として何ができるかを考え抜く過程が欠かせない。ケアハウス開設以降の周辺ビルの跡地利用にしても、「地域活性化につながるためには何をすれば良いか」を検討すると同時に、「法人の有する資源で何ができるか」、「法人の実施している事業といかに関係付けるか」という視点をもって検討した結果であった。

地域の実情に目を向ける姿勢、周囲からの提案・要望を聞き入れる姿勢に加えて、自法人の有する資源をいかに活用するかを自問しできることを模索する姿勢を持ち合わせていたことが大きかった。

### ③状況に応じて取り組みを進める柔軟性

前出のとおり、泰清会がケアハウスの公募に手を上げたのは、法人として事業を拡大するチャンスであったことは勿論のこと、地域に不足しているケアを要する高齢者の住まいのサービスを増やしたいという思いからであった。そこに「地域の活性化に寄与したい」という思いが芽生えてきたのは、開設準備中にかげられた周囲からの期待に始まり、平成16年11月の「サンライズ港町」と翌4月の「サンライズアネックス」の開設、その後の「さんさん土曜日」等の地域イベントの開催で、多くの市民がそこに集った活気のある光景を目の当たりにしたからである。

「高齢者の住まいのサービスを増やす」という当初の目的に向かって進むなかで、街づくりを通した中心市街地の活性化にも法人として寄与できると考えてからは、積極的に法人の資源を活用しその取り組みを進めていった。状況に応じて地域に対してできることを広げていった柔軟性をもった経営判断と実行力が示されたといえる。

「職員には、『自法人の特別養護老人ホームの待機者の多さを見て、自分の所は安心だと

思うのではなく、そのニーズに応えられないことを問題だと思わなくてはならない。』と言い聞かせています」と本井氏は言う。泰清会の取り組みを支える姿勢の根幹にあるものは、「目の前にあるニーズに対して何ができるか」という想いを、法人全体で共有する努力をしているからであろう。

## topics 1

### 泰清会の プロジェクトの進め方

泰清会の各種の取り組みは、サンライズ港町の統括施設長でもある法人理事の本井氏が、他の幹部職員の意見を集約して、方向性を示すところから始まる。企画書、資金計画書等を作成し、それを理事会・評議員会に諮る。承認されてから、幹部会議に出席する管理職を中心に「委員会」を設けて、より具体的な企画に入り、実行に向けて動き出す。地域対策担当（民生委員・町内会等）、人事（雇用）担当、備品購入担当、各機関への届け出書類作成担当、広報担当、利用者促進担当、等それぞれが役割を担うが、その役割は初回の委員会で決定される。進捗状況はその後の委員会において随時報告し、今後の方向性を全員で確認しながら、事業開始に向けてチームアプローチ（合議）にて進めていく。

ここでは当然、メンバー同士の情報の共有と意識の共通化が求められる。委員会のメンバーにもなる幹部職員間では、常に情報交換の場を持ち連携を深めていくように心掛けている。一般職員については、進める事業の予定等を速やかに幹部職員より伝達するようにしている。具体的には、月に一度の全体研修会、週に一度の朝礼がその場にあたる。また、法人Webサイトも活用して発信している（ブログ等）。職員一人ひとりが、法人が現在、どのような方向性を意識して経営しているかを理解できるように心がけている。

## 取り組みがもたらした効果

「公益法人たる社会福祉法人として、社会・地域貢献活動の必要性は前から認識していました。ただし、それは利用者と地域住民に対するものであって、その地域の“街づくり”にまで関与するというイメージは持ち合わせていませんでした。我々のような福祉事業者でも、町の活性化につながる貢献ができるということを知りました」と本井氏は語る。泰清会の取り組みによって商店街に活気が戻りつつあるとはいえ、それで商店街の売上げが伸びたかと言えば必ずしもそうではない。しかし、当時はあまり先例がなかった中心市街地の医療・福祉の拠点としての街づくりは、地元の人々、特に商店街の店主らや周辺住民からは大変喜ばれている。店主の高齢化が進み、打つ手をもたず、廃れるままになっていた商店街に人通りが増え、子どもたちの声が聞こえるようになったことは、画期的な変化と言えるだろう。

人通りが戻ってきたことは、地域の環境整備を進める効果をもたらした。老朽化が進み、台風や強風、地震などの災害時に危険な状況が心配されていたアーケードを三原市が撤去した。段差をなくし、道路を滑りにくくする、車のスピードが出ないように交通安全対策を施すなどのバリアフリー化が、現在進められているところである。

郵便局移転後の跡地利用のためのケアハウスの開設は、最初は三原市中心市街地における「点」の取り組みに過ぎなかった。それが、周辺のビルの有効活用、そこでの保育所等の開設、そしてさんさん土曜市をはじめとした各種イベントの開催により、徐々に地域に広がりを持ち始めた。関係機関との接点も増え、「点」での活動が「面」となっていった。その過程で、多世代の住民も集うようになり、そこに深さも加わるようになった。シャッター通り商店街に活

気を取り戻す多世代が集い交流する街づくりへの取り組みは、現在も進行中である。

### topics 2

## 「新たな高齢者の 住まい作りへの取り組み」

泰清会が初めて手がけた事業は、山懐に抱かれた三原市郊外で開設した特別養護老人ホームであった（平成11年開設）。あわせてケアハウスや訪問介護、通所介護等の事業を展開していた。それから5年後、その地域から出て手がけた最初の施設が、中心市街地に位置するケアハウスであった。これを機に、利便性の高く賑やかな街中で暮らしたいという高齢者のニーズが想像以上に多いことを、思いがけず知ることができた。また、街づくりにも参画することで、高齢者住宅の新しい形や地域の幅広いニーズが見えてきた。

その商店街での取り組みの経験を活かして、泰清会は現在、また新たな高齢者の住まい作りに取り組んでいる。それはJR三原駅から徒歩約8分、サンライズ港町からも徒歩約5分の場所に位置する三原市役所前に建設中の「サンライズマリン瀬戸」である。平成22年度の国土交通省による「高齢者等居住安定化推進事業」に応募し、選定されたものである。周囲には総合病院やショッピングセンターもあり、利便性は高い。施設は12階建て、地域密着型小規模特別養護老人ホーム、介護型の適合高齢者専用賃貸住宅、デイサービスセンター、認可保育所等が中に開設される。建物は土地オーナーが建設し、運営管理を泰清会が行う。完成予定は平成23年11月である。

「泰清会の経験と利用者の声を集約した三原市における高齢者施設、住宅の集大成です。これが完成すれば、三原市で不足しているケアを要する高齢者への住まいの場を提供したい、という法人としての想い（目標）は、量

の面ではとりあえず達成できるかもしれません」と本井氏は言う。

## 今後の課題

### ①地域のケアを要する高齢者へのニーズに応じた住まいの提供

サンライズマリン瀬戸の建設や、グループホームと小規模多機能型居宅介護事業をミックスさせた施設を複数展開することで、三原市内のケアを要する高齢者の住まいの提供については、当法人としてできる取り組みの目標を達成しつつある。

ただし、数を揃えればそれで全て解決、ということにはならない。サンライズ港町の経営を通して、利便性が高く賑わいがある中心市街地への居住ニーズは高いことが分かったが、そのニーズが全てではない。「今住んでいる場所からなるべく離れたくない」という希望が強いはずで、郊外に居住している方のなかには郊外にある施設への入居を希望する方がいるだろう。利便性のみで市街地への住まいの場の拡大を進めるのではなく、山間部等の郊外にある特別養護老人ホーム等を拠点とし、これからケアを要する高齢者の住まいを都市部以外でも確保していく必要があると考えている。

### ②地域のにぎわいの継続

「さんさん土曜日」での出店者が限られてきた傾向があり、出店者数の伸びも止まっている状況がある。新たな出店者の呼び込みと出店者数の確保が必要である。「さんさんシアター」については、イベント性をもたせるなど、いわゆるマンネリ感が出ないような工夫が必要である。サンライズ港町やサンライズアネックスの当法人他施設との相乗効果を生み出すことで、中心市街地のにぎわいが継続できるようにしていきたい。

### ③関係諸機関との連携

行政を始めとした関係機関との連携・協働の

うえでさまざまな取り組みは進めてきたものの、まだまだ不十分な面がある。実情は当法人が主体となって進めてきた取り組みが多く、関係機関の関与が薄い取り組みもある。医療・福祉の街づくりを市全体に進めていくのであれば、当法人だけの主体性ではなく、より一層関係機関との協働が必要である。

## 今後、地域の活性化等いわゆる「街づくり」に関する取り組みを考えている方へのアドバイス

社会福祉法人の果たすべき地域貢献はさまざまある。法律に規定されたサービスの拡充や、近い事業の実施だけではない。多くの方法がある中で何を選ぶかは、法人ができることと地域の事情を照らし合わせて決めていけば良い。当法人は、ケアを要する高齢者への住まいのサービスを広げていくことを使命と考えていたが、偶然にも街づくりに参画することになり、それを通じた地域貢献を行えた。当初の予定にはなかったが、その時点で法人ができることを考えていった結果である。ある種の臨機応変さを持ち合わせてほしい。

あわせて、何かのきっかけで目の前に自分達の力を活かせるようなチャンスが現われたら、積極的にチャレンジしていただきたい。自分たちで考え、自分たちで動く、それが結果として、周囲を巻き込み大きな力になっていく。周囲の意見には当然耳を傾けながらも、走りながら考える姿勢で良いのではなかろうか。



さんさん土曜日

## 地域社会とともに歩む社会福祉法人をめざして

～時代の要請に応える実践のために～

社会福祉法人における地域貢献に向けた「1法人(施設)1実践」活動事例集

〔平成22年11月〕

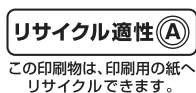
## 全国社会福祉施設経営者協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

全国社会福祉協議会 法人振興部内

TEL 03-3581-7819

FAX 03-3581-7928



この印刷物は、  
地産地消・輸送マイルージに  
配慮したライスインキを使用して  
印刷しています。

全国経営協では、会員法人による取り組みを根拠に社会福祉法人が果たしている役割をアピールするとともに、わが国の社会福祉増進に社会福祉法人が一層貢献できるよう、その充実、強化に向けた政策提言を進めていきます。

## 全国社会福祉施設経営者協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL:03-3581-7819 FAX:03-3581-7928

<http://www.keieikyo.gr.jp>